

費目別支出内容一覧表

議員名 先城 憲尚

費目	調査研究費・研修費・会議費・資料費 (<u>広報費</u>)・事務所費・事務費・人件費		整理番号	4-1-1
事業内容	県政報告制作印刷送付			
経費内訳	項目	金額(円)	充当額(円)	内容
	制作(刷)(6部)	528,000	528,000	5000部
	" (1月発行)	984,500	905,740	3000部
	封筒代	55,000	55,000	2000部
	宅急便代	139,608	139,608	1/5 1,662部
	"	50,568	46,522	1/5 602部
	ラベル代	3,520	3,520	
		《合計》	1,761,196	1,678,390
按分割合 積算根拠	紙面報告 政務活動(100%) ※1限分のみ 政務活動(92%) 政務活動(100%) 政務活動(92%)+ <u>他の活動(8%)</u>			

- 注) 1 【全費目】注) 2を除く全ての費目の支出について、本一覧表を作成すること
 報告に関しては、支出の種類(例：ガソリン、携帯電話代)ごとに1年分まとめて報告しても差し支えない
- 2 【調査研究費、研修費】公共交通機関利用料を支出した視察及び受講料(公共交通機関利用料を含む)を支出した研修については、別様式の「国内・海外視察、研修報告書」により報告すること
- 3 【広報費】広報紙は、経費内訳の内容欄に印刷・送付部数を記入すること
- 4 【事務所費】自己が所有する事務所に対する賃貸料は充当不可、事務所要件を満たさない場合は充当不可
- 5 【人件費】生計を一にする親族雇用は充当不可
- 6 領収書等は、別途「領収書等添付票」に添付すること

領収書等添付票

費目	広報費	整理番号	4-1-2
----	-----	------	-------

【領収書その他の書面の添付欄】

ご利用明細



毎度、山口銀行をご利用いただきありがとうございます。
 ただいまお取引いただきました明細は下記のとおりでございます。

お取扱日		お取引内容	
03-07-09		お支払 IC	
取扱店番号	取引銀行番号	取引店番号	口座番号
175			*****
お取引金額		お取引金額	
53020 03		¥500,000	
コード	時刻	お取引後残高	
	14:39		
(ご案内)	取引種番	手数料	おつり
	0306	¥0	

お振込内容

カ)ファイルズ 様へ

ご依頼人
 センシヨウ ノリナオ 様

ご利用明細



毎度、山口銀行をご利用いただきありがとうございます。
 ただいまお取引いただきました明細は下記のとおりでございます。

お取扱日		お取引内容	
03-07-10		お支払 IC	
取扱店番号	取引銀行番号	取引店番号	口座番号
381			*****
お取引金額		お取引金額	
45519 03		¥28,000	
コード	時刻	お取引後残高	
	11:13		
(ご案内)	取引種番	手数料	おつり
	0043	¥0	

お振込内容

カ)ファイルズ 様へ

ご依頼人
 センシヨウ ノリナオ 様

ご利用明細



毎度、山口銀行をご利用いただきありがとうございます。
 ただいまお取引いただきました明細は下記のとおりでございます。

お取扱日		お取引内容	
04-01-07		お支払 IC	
取扱店番号	取引銀行番号	取引店番号	口座番号
381			*****
お取引金額		お取引金額	
45608 03		¥500,000	
コード	時刻	お取引後残高	
	09:42		
(ご案内)	取引種番	手数料	おつり
	0018	¥0	

お振込内容

1)サンコウシャ 様へ

ご依頼人
 センシヨウ ノリナオ 様

ご利用明細



毎度、山口銀行をご利用いただきありがとうございます。
 ただいまお取引いただきました明細は下記のとおりでございます。

お取扱日		お取引内容	
04-01-08		お支払 IC	
取扱店番号	取引銀行番号	取引店番号	口座番号
381			*****
お取引金額		お取引金額	
45249 03		¥484,500	
コード	時刻	お取引後残高	
	16:54		
(ご案内)	取引種番	手数料	おつり
	0212	¥0	

お振込内容

1)サンコウシャ 様へ

ご依頼人
 センシヨウ ノリナオ 様

領収書等添付票

費目	広報費	整理番号	4-1-3
----	-----	------	-------

【領収書その他の書面の添付欄】

ご利用明細



毎度、山口銀行をご利用いただきありがとうございます。
 ただいまお取引いただきました明細は下記のとおりでございます。

お取扱日		お取引内容	
03-07-10		お支払 IC	
取扱店番号	取引銀行番号	取引店番号	口座番号
381			*****
お取引金額			
45516.03		¥55,000	
コード	時刻	お取引後残高	
	1↑13		
(ご案内)	取引通番	手数料	おつり
	0039	¥0	
お振込内容			
[Redacted]			
1) サッコウシヤ 様へ			
ご依頼人			
センシヨウ ノリナオ 様			

領収書等添付票

費目	広報費	整理番号	4-1-4
----	-----	------	-------

【領収書その他の書面の添付欄】

DK469430

領 収 証

先城のりなお 様

領収金額 **¥139,608**
(うち、消費税額等 ¥13,296)

但し、6月度宅急便他運賃料金として
 上記の通り領収致しました。 2022年7月5日

印紙税申告納
 付につき京橋
 税務署承認済

本 社 ヤマト運輸株式会社
 東京都中央区銀座2-16-11

発行事業所 山口主管支店
 083-986-3809

抜 者 印

(333) 抜者印のないもの及び手書き又は訂正したものは無効です

DL824814

領 収 証

先城のりなお 様

領収金額 **¥50,568**
(うち、消費税額等 ¥4,816)

但し、12月度宅急便他運賃料金として
 上記の通り領収致しました。 令和4年(月)5日

印紙税申告納
 付につき京橋
 税務署承認済

本 社 ヤマト運輸株式会社
 東京都中央区銀座2-16-11

発行事業所 山口主管支店
 083-986-3809

抜 者 印

(333) 抜者印のないもの及び手書き又は訂正したものは無効です

領収書等添付票

<p>費目</p>	<p>広報費</p>	<p>整理番号</p>	<p>4-1-5</p>
<p>【領収書その他の書面の添付欄】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 48%;">  <p>毎度お買上げ頂きまして 誠にありがとうございます またのご来店お待ちしております</p> <p>0001 山口店 083-921-7100</p> <p style="text-align: center;">領 収 書</p> <p>2021年 6月16日 RNO:00396756</p> <p>セシール リーナ 様</p> <p>金額 ¥3,520-</p> <p style="text-align: center;">(消費税等を含む)</p> <p>但し 上記金額正に領収致しました。</p> <p>消費税率10% 税額¥</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>収入印紙</p>  <p style="text-align: center;">[山口店]</p> </div> </div> <div style="width: 48%;">  <p>毎度お買上げ頂きまして 誠にありがとうございます またのご来店お待ちしております</p> <p>0001 山口店 083-921-7100</p> <p style="text-align: center;">■ ■ ■ 売 上 ■ ■ ■</p> <p>レジNO:01 担当:0370</p> <p>2021年06月16日 (水) 15時12分</p> <p>会員: 30000209</p> <p>ラベルシールA 4白ト 880@ × 4個 ¥3,520</p> <hr/> <p>[合計] ¥3,520 (内消費税等 320)</p> <p>ク:クレジット ¥3,520</p> <p>** カード忘れ情報 17 ** 管理No: 10085 付加ポイント: 35P</p> <p>カード忘れの場合は 一般会員のポイントが付きます。 返品交換は本日より10日以内に レシートと商品を一緒に持って ご来店下さい。</p> <p>20210616 伝票NO:0000289057 SEQNO:0000341886 RNO:00396756</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">「ポイント付与なし」</p> </div> </div>			

費目別支出内容一覧表

議員名 先城憲尚


費目	調査研究費・研修費・会議費・資料費 広報費・ <u>事務所費</u> ・事務費・人件費			整理番号	5-1-1	
事業内容	事務所賃借料					
経費内訳	項目	金額(円)	充当額(円)	内容		
	4月分	112,000	56,000			
	5月分	112,000	56,000			
	6月分	112,000	56,000			
	7月分	112,000	56,000			
	8月分	112,000	56,000			
	9月分	112,000	56,000			
	10月分	112,000	56,000			
	11月分	112,000	56,000			
	12月分	54,800	27,400	事務所賃		
	1月分	54,800	27,400			
	2月分	55,100	27,550			
	3月分	55,100	27,550			
	《合計》	1,115,800	557,900			
按分割合 積算根拠	政務活動(50%) 事務活動(50%) + 其他の活動(50%)			※ 12月に按分		

- 注) 1 【全費目】注) 2を除く全ての費目の支出について、本一覧表を作成すること
報告に関しては、支出の種類(例: ガソリン、携帯電話代)ごとに1年分まとめて報告しても差し支えない
- 2 【調査研究費、研修費】公共交通機関利用料を支出した視察及び受講料(公共交通機関利用料を含む)を支出した研修については、別様式の「国内・海外視察、研修報告書」により報告すること
- 3 【広報費】広報紙は、経費内訳の内容欄に印刷・送付部数を記入すること
- 4 【事務所費】自己が所有する事務所に対する賃借料は充当不可、事務所要件を満たさない場合は充当不可
- 5 【人件費】生計を一にする親族雇用は充当不可
- 6 領収書等は、別途「領収書等添付票」に添付すること

領収書等添付票

費目	事務所費	整理番号	5-1-2
----	------	------	-------

【領収書その他の書面の添付欄】

ご利用明細 


毎度、山口銀行をご利用いただきありがとうございます。
 ただいまお取引いただきました明細は下記のとおりでございます。

お取扱日		お取引内容	
03-03-25		お支払 MS	
取扱店番号	取引銀行番号	取引店番号	口座番号
381			*****
(振替) (口座振替)		お取引金額	
45220 03		¥112,000	
コード	時刻	お取引後残高	
	1019		
(ご案内)	取引通番	手数料	おつり
	0513	¥0	

お振込内容

カ) ハヤシシ ヲウタク 様へ

ご依頼人
 センシ ヲウ ノリナオ 様

ご利用明細 


毎度、山口銀行をご利用いただきありがとうございます。
 ただいまお取引いただきました明細は下記のとおりでございます。

お取扱日		お取引内容	
03-04-23		お支払 MS	
取扱店番号	取引銀行番号	取引店番号	口座番号
381			*****
(振替) (口座振替)		お取引金額	
45389 03		¥112,000	
コード	時刻	お取引後残高	
	1023		
(ご案内)	取引通番	手数料	おつり
	0120	¥0	

お振込内容

カ) ハヤシシ ヲウタク 様へ

ご依頼人
 センシ ヲウ ノリナオ 様

ご利用明細 

毎度、山口銀行をご利用いただきありがとうございます。
 ただいまお取引いただきました明細は下記のとおりでございます。

お取扱日		お取引内容	
03-05-31		お支払 MS	
取扱店番号	取引銀行番号	取引店番号	口座番号
381			*****
(振替) (口座振替)		お取引金額	
46510 01		¥112,000	
コード	時刻	お取引後残高	
	0942		
(ご案内)	取引通番	手数料	おつり
	0035	¥0	

お振込内容

カ) ハヤシシ ヲウタク 様へ

ご依頼人
 センシ ヲウ ノリナオ 様

ご利用明細 

毎度、山口銀行をご利用いただきありがとうございます。
 ただいまお取引いただきました明細は下記のとおりでございます。

お取扱日		お取引内容	
03-06-29		お支払 MS	
取扱店番号	取引銀行番号	取引店番号	口座番号
381			*****
(振替) (口座振替)		お取引金額	
45614 03		¥112,000	
コード	時刻	お取引後残高	
	0943		
(ご案内)	取引通番	手数料	おつり
	0025	¥0	

お振込内容

カ) ハヤシシ ヲウタク 様へ

ご依頼人
 センシ ヲウ ノリナオ 様

領収書等添付票

費目	事務所費	整理番号	5-1-3
----	------	------	-------

【領収書その他の書面の添付欄】

ご利用明細



毎度、山口銀行をご利用いただきありがとうございます。
 ただいまお取引いただきました明細は下記のとおりでございます。

お取扱日		お取引内容	
03-07-29		お支払 MS	
取扱店番号	取引銀行番号	取引店番号	口座番号
381			*****
(振替)(伝票等)		お取引金額	
21113 03		¥112,000	
コード	時刻	お取引後残高	
	1758		
(ご案内)	取引通番	手数料	おつり
	0097	¥0	
お振込内容			
カ)ハヤシシ ヲウタク 様へ			
ご依頼人 センシヨウ ノリナオ 様			

ご利用明細



毎度、山口銀行をご利用いただきありがとうございます。
 ただいまお取引いただきました明細は下記のとおりでございます。

お取扱日		お取引内容	
03-08-30		お支払 MS	
取扱店番号	取引銀行番号	取引店番号	口座番号
381			*****
(振替)(伝票等)		お取引金額	
45277 03		¥112,000	
コード	時刻	お取引後残高	
	1621 ^カ		
(ご案内)	取引通番	手数料	おつり
	0338	¥0	
お振込内容			
カ)ハヤシシ ヲウタク 様へ			
ご依頼人 センシヨウ ノリナオ 様			

ご利用明細



毎度、山口銀行をご利用いただきありがとうございます。
 ただいまお取引いただきました明細は下記のとおりでございます。

お取扱日		お取引内容	
03-09-29		お支払 MS	
取扱店番号	取引銀行番号	取引店番号	口座番号
381			*****
(振替)(伝票等)		お取引金額	
45257 03		¥112,000	
コード	時刻	お取引後残高	
	1345		
(ご案内)	取引通番	手数料	おつり
	0124	¥0	
お振込内容			
カ)ハヤシシ ヲウタク 様へ			
ご依頼人 センシヨウ ノリナオ 様			

ご利用明細



毎度、山口銀行をご利用いただきありがとうございます。
 ただいまお取引いただきました明細は下記のとおりでございます。

お取扱日		お取引内容	
03-10-25		お支払 MS	
取扱店番号	取引銀行番号	取引店番号	口座番号
175			*****
(振替)(伝票等)		お取引金額	
55079 41		¥112,000	
コード	時刻	お取引後残高	
	1914		
(ご案内)	取引通番	手数料	おつり
	0904	¥0	
お振込内容			
カ)ハヤシシ ヲウタク 様へ			
ご依頼人 センシヨウ ノリナオ 様			

領収書等添付票

費目	事務所費	整理番号	5-1-4
【領収書その他の書面の添付欄】			

領 収 証

No 051949

先 城 憲 尚 様

金額			4	5	4	8	0	0
----	--	--	---	---	---	---	---	---

但し下村ハイム153 2021年12月分
賃貸料、交雑費、駐車場料と17

上記の金額正に領収致しました

2021年11月22日



緑都開発株式会社





〒751-0806 山口県下関市一の宮町下目17番2号
流通事業部 TEL (083) 2567-4000
賃貸管理事業部 TEL (083) 2567-4000

内 訳	
現金	
小切手	
振込	✓

係 印	●
-----	---

領収書等添付票

費目	事務所費	整理番号	5-1-5
【領収書その他の書面の添付欄】 領収書等に宛名のないものは、先城憲尚宛に相違ありません。			

領 収 証		No 051950								
先 城 憲 尚 様										
金 額	5 4 8 0 0									
但し下村ハルノ 103 2022年11月迄 借賃料 共益費 敷料等 上記の金額正に領収致しました 2021年 11 月 22 日										
日本政府 200円 		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr><th colspan="2">内 訳</th></tr> <tr><td>現金</td><td></td></tr> <tr><td>小切手</td><td></td></tr> <tr><td>振込</td><td style="text-align: center;">✓</td></tr> </table>	内 訳		現金		小切手		振込	✓
内 訳										
現金										
小切手										
振込	✓									
緑都開発株式会社 〒751-0806 山口県下関市一の宮町7丁目2番2号 流通事業部 TEL (083) 256-1200 貸貸管理事業部 TEL (083) 256-1400		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr><th>係 印</th></tr> <tr><td style="text-align: center;"></td></tr> </table>	係 印							
係 印										
										

04-01-27 381 RT	*55,100 DF.ヤチントウ	*111,556
04-02-28 381 RT	*55,100 DF.ヤチントウ	*292,378

費目別支出内容一覧表

議員名 先城憲尚

費目	調査研究費・研修費・会議費・資料費 広報費・ <u>事務所費</u> ・事務費・人件費			整理番号	
事業内容	事務用馬蹄場賃借料				
経費内訳	項目	金額(円)	充当額(円)	内容	
	4月	7,700	3,850		
	5月	7,700	3,850		
	6月	7,700	3,850		
	7月	7,700	3,850		
	8月	7,700	3,850		
	9月	7,700	3,850		
	10月	7,700	3,850		
	11月	7,700	3,850		
		《合計》	61,600	30,800	
按分割合 積算根拠	<u>政務活動(50%)</u> 政務活動(50%) + 其他の活動(50%)			※月ごとに按分	

- 注) 1 【全費目】注) 2を除く全ての費目の支出について、本一覧表を作成すること
報告に関しては、支出の種類(例: ガソリン、携帯電話代)ごとに1年分まとめて報告しても差し支えない
- 2 【調査研究費、研修費】公共交通機関利用料を支出した視察及び受講料(公共交通機関利用料を含む)を支出した研修については、別様式の「国内・海外視察、研修報告書」により報告すること
- 3 【広報費】広報紙は、経費内訳の内容欄に印刷・送付部数を記入すること
- 4 【事務所費】自己が所有する事務所に対する賃貸料は充当不可、事務所要件を満たさない場合は充当不可
- 5 【人件費】生計を一にする親族雇用は充当不可
- 6 領収書等は、別途「領収書等添付票」に添付すること

領収書等添付票

費目	事務印費	整理番号	5-2-2
----	------	------	-------

【領収書その他の書面の添付欄】

ご利用明細



毎度、山口銀行をご利用いただきありがとうございます。
 ただいまお取引いただきました明細は下記のとおりでございます。

お取扱日		お取引内容	
03-03-25		お支払 IC	
取扱店番号	取引銀行番号	取引店番号	口座番号
381			*****
お取引金額		¥7,700	
45788	01		
コード	時刻	お取引後残高	
	1040		
(ご案内)	取引通番	手数料	おつり
	0091	¥0	
お振込内容			
[Redacted] 様へ			
ご依頼人 センシヨウ ノリナオ 様			

ご利用明細



毎度、山口銀行をご利用いただきありがとうございます。
 ただいまお取引いただきました明細は下記のとおりでございます。

お取扱日		お取引内容	
03-04-23		お支払 IC	
取扱店番号	取引銀行番号	取引店番号	口座番号
175			*****
お取引金額		¥7,700	
54881	03		
コード	時刻	お取引後残高	
	0938		
(ご案内)	取引通番	手数料	おつり
	0140	¥0	
お振込内容			
[Redacted] 様へ			
ご依頼人 センシヨウ ノリナオ 様			

ご利用明細



毎度、山口銀行をご利用いただきありがとうございます。
 ただいまお取引いただきました明細は下記のとおりでございます。

お取扱日		お取引内容	
03-05-25		お支払 IC	
取扱店番号	取引銀行番号	取引店番号	口座番号
175			*****
お取引金額		¥7,700	
51811	01		
コード	時刻	お取引後残高	
	0827		
(ご案内)	取引通番	手数料	おつり
	0018	¥0	
お振込内容			
[Redacted] 様へ			
ご依頼人 センシヨウ ノリナオ 様			

ご利用明細



毎度、山口銀行をご利用いただきありがとうございます。
 ただいまお取引いただきました明細は下記のとおりでございます。

お取扱日		お取引内容	
03-06-29		お支払 IC	
取扱店番号	取引銀行番号	取引店番号	口座番号
381			*****
お取引金額		¥7,700	
45601	01		
コード	時刻	お取引後残高	
	0938		
(ご案内)	取引通番	手数料	おつり
	0012	¥0	
お振込内容			
[Redacted] 様へ			
ご依頼人 センシヨウ ノリナオ 様			

領収書等添付票

費目	事務所費	整理番号	5-2-3
----	------	------	-------

【領収書その他の書面の添付欄】

ご利用明細



毎度、山口銀行をご利用いただきありがとうございます。
 ただいまお取引いただきました明細は下記のとおりでございます。

お取扱日		お取引内容	
03-07-27		お支払 IC	
取扱店番号	取引銀行番号	取引店番号	口座番号
381			*****
お取引金額		お取引後残高	
46424 03 ￥7,700			
コード	時刻	お取引後残高	
	1858		
(ご案内)	取引種番	手数料	おつり
	0516	¥0	
お振込内容			
[Redacted] 様へ			
ご依頼人 センシヨウ ノリナオ 様			

ご利用明細



毎度、山口銀行をご利用いただきありがとうございます。
 ただいまお取引いただきました明細は下記のとおりでございます。

お取扱日		お取引内容	
03-08-30		お支払 IC	
取扱店番号	取引銀行番号	取引店番号	口座番号
381			*****
お取引金額		お取引後残高	
45268 01 ￥7,700			
コード	時刻	お取引後残高	
	1615		
(ご案内)	取引種番	手数料	おつり
	0330	¥0	
お振込内容			
[Redacted] 様へ			
ご依頼人 センシヨウ ノリナオ 様			

ご利用明細



毎度、山口銀行をご利用いただきありがとうございます。
 ただいまお取引いただきました明細は下記のとおりでございます。

お取扱日		お取引内容	
03-09-29		お支払 IC	
取扱店番号	取引銀行番号	取引店番号	口座番号
381			*****
お取引金額		お取引後残高	
45203 01 ￥7,700			
コード	時刻	お取引後残高	
	1109		
(ご案内)	取引種番	手数料	おつり
	0077	¥0	
お振込内容			
[Redacted] 様へ			
ご依頼人 センシヨウ ノリナオ 様			

ご利用明細



毎度、山口銀行をご利用いただきありがとうございます。
 ただいまお取引いただきました明細は下記のとおりでございます。

お取扱日		お取引内容	
03-10-25		お支払 IC	
取扱店番号	取引銀行番号	取引店番号	口座番号
175			*****
お取引金額		お取引後残高	
55076 41 ￥7,700			
コード	時刻	お取引後残高	
	1913		
(ご案内)	取引種番	手数料	おつり
	0901	¥0	
お振込内容			
[Redacted] 様へ			
ご依頼人 センシヨウ ノリナオ 様			

費目別支出内容一覧表

議員名 先城憲尚

費目	調査研究費・研修費・会議費・資料費 広報費・ <u>事務所費</u> ・事務費・人件費			整理番号	5-3-1	
事業内容	事務所電気使用料					
経費内訳	項目	金額(円)	充当額(円)	内容		
	4月分	13,034	6,517			
	5月分	12,278	6,139			
	6月分	11,955	5,977			
	7月分	12,506	6,253			
	8月分	14,174	7,087			
	9月分	14,181	7,090			
	10月分	12,230	6,115			
	11月分	13,917	6,958			
	12月分	12,084	6,042			
	1月分	3,534	1,767			
	2月分	3,859	1,929			
	3月分	3,999	1,999			
		《合計》	127,751	63,873		
	按分割合 積算根拠	政務活動(50%)			* 月の10%以下 小割以下は0%	
	政務活動(50%) + その他の活動(50%)					

- 注) 1 【全費目】注) 2を除く全ての費目の支出について、本一覧表を作成すること
報告に関しては、支出の種類(例：ガソリン、携帯電話代)ごとに1年分まとめて報告しても差し支えない
- 2 【調査研究費、研修費】公共交通機関利用料を支出した視察及び受講料(公共交通機関利用料を含む)を支出した研修については、別様式の「国内・海外視察、研修報告書」により報告すること
- 3 【広報費】広報紙は、経費内訳の内容欄に印刷・送付部数を記入すること
- 4 【事務所費】自己が所有する事務所に対する賃貸料は充当不可、事務所要件を満たさない場合は充当不可
- 5 【人件費】生計を一にする親族雇用は充当不可
- 6 領収書等は、別途「領収書等添付票」に添付すること

領収書等添付票


費目	事務料費	整理番号	53-2
----	------	------	------

【領収書その他の書面の添付欄】

<input type="checkbox"/> 通常払込料金加入者負担 <input checked="" type="checkbox"/> 振替払込請求書兼受領証 中国電力株式会社 金額 1,303,400円 令和3年5月7日 614078268456277877 先城 憲尚 様 03-04-19 下関の宮郵便局 (55383) N94210019 この受領証は、大切に保管してください。	振込金受領証 (お客さま控え) 先城 憲尚 様 代表ご契約番号 6140 782684562 金額(うち消費税等相当額) 3年 5月分 円 12278 (1115) お問い合わせ先 中国電力 下関 取扱店 0120 707-614 取扱店日付印 21.5.25	振込金受領証 (お客さま控え) 先城 憲尚 様 代表ご契約番号 6140 782684562 金額(うち消費税等相当額) 3年 6月分 円 11955 (1086) お問い合わせ先 中国電力 下関 取扱店 0120 707-614 取扱店日付印 21.6.29	振込金受領証 (お客さま控え) 先城 憲尚 様 代表ご契約番号 6140 782684562 金額(うち消費税等相当額) 3年 7月分 円 12506 (1136) お問い合わせ先 中国電力 下関 取扱店 0120 707-614 取扱店日付印 21.8.8	振込金受領証 (お客さま控え) 先城 憲尚 様 代表ご契約番号 6140 782684562 金額(うち消費税等相当額) 3年 8月分 円 14174 (1287) お問い合わせ先 中国電力 下関 取扱店 0120 707-614 取扱店日付印 21.8.31
---	--	--	---	--

振込金受領証 (お客さま控え) 先城 憲尚 様 代表ご契約番号 6140 782684562 金額(うち消費税等相当額) 3年 9月分 円 14181 (1288) お問い合わせ先 中国電力 下関 取扱店 0120 707-614 取扱店日付印 21.10.3	振込金受領証 (お客さま控え) 先城 憲尚 様 代表ご契約番号 6140 782684562 金額(うち消費税等相当額) 3年 10月分 円 12230 (1111) お問い合わせ先 中国電力 下関 取扱店 0120 707-614 取扱店日付印 21.10.26	振込金受領証 (お客さま控え) 先城 憲尚 様 代表ご契約番号 6140 782684562 金額(うち消費税等相当額) 3年 11月分 円 13917 (1265) お問い合わせ先 中国電力 下関 取扱店 0120 707-614 取扱店日付印 21.11.25	振込金受領証 (お客さま控え) 先城 憲尚 様 代表ご契約番号 6140 782684562 金額(うち消費税等相当額) 3年 12月分 円 12084 (1097) お問い合わせ先 中国電力 下関 取扱店 0120 707-614 取扱店日付印 21.12.20	振込金受領証 (お客さま控え) 先城 憲尚 様 代表ご契約番号 6140 782685081 金額(うち消費税等相当額) 4年 1月分 円 3534 (321) お問い合わせ先 中国電力 下関 取扱店 0120 707-614 取扱店日付印 22.1.25	振込金受領証 (お客さま控え) 先城 憲尚 様 代表ご契約番号 6140 782685081 金額(うち消費税等相当額) 4年 2月分 円 3859 (350) お問い合わせ先 中国電力 下関 取扱店 0120 707-614 取扱店日付印 22.2.24
--	--	--	--	--	--

領収書等添付票

費目 手数料	整理番号	5-3-3
【領収書その他の書面の添付欄】		
<p>振込金受領証 (お客さま控え)</p> <p>先城 憲尚 様</p> <p>代表ご契約番号 6140 782685081</p> <p>金額(うち消費税等相当額) 4年 3月分 円 3999 363)</p> <p>お問い合わせ先 中国電力 下関 取扱店 0120 707-614</p> <p>取扱店日付印 </p> <p>上記お振込金額を受領しました。 被領込人 中国電力株式会社</p>		

費目別支出内容一覧表

議員名 先城 憲尚


費目	調査研究費・研修費・会議費・資料費 広報費・ 事務所費 ・事務費・人件費			整理番号	5-47
事業内容	事務所水道料金				
経費内訳	項目	金額(円)	充当額(円)	内容	
	12月・1月分	1,153	576		
	2月・3月分	2,306	1,153		
		《合計》	3,459	1,729	
按分割合 積算根拠	政務活動(50%) 政務活動(50%) + その他の活動(50%)			*2月=2に按分 11月締め切	

- 注) 1 【全費目】注) 2を除く全ての費目の支出について、本一覧表を作成すること
 報告に関しては、支出の種類(例: ガソリン、携帯電話代)ごとに1年分まとめて報告しても差し支えない
- 2 【調査研究費、研修費】公共交通機関利用料を支出した視察及び受講料(公共交通機関利用料を含む)を支出した研修については、別様式の「国内・海外視察、研修報告書」により報告すること
- 3 【広報費】広報紙は、経費内訳の内容欄に印刷・送付部数を記入すること
- 4 【事務所費】自己が所有する事務所に対する賃貸料は充当不可、事務所要件を満たさない場合は充当不可
- 5 【人件費】生計を一にする親族雇用は充当不可
- 6 領収書等は、別途「領収書等添付票」に添付すること

領収書等添付票

費目	事務料費	整理番号	5-4-2
----	------	------	-------


【領収書その他の書面の添付欄】


下関市 水道料金納入通知書
 下水道使用料 兼領収書
 お客様氏名(総代人)
 先城 憲尚 様
 給水場所
 秋根西町2丁目
 9-8
 シモムラアパート 103ゴウ


お客様番号	12-52939-9
開栓年月日	3031213
年度・期	令和03年度第5期 (12・1月分)
使用水量	1 m ³
戸数	1戸
水道料金	1,153(円)
下水道使用料	0(円)
合計金額	1,153(円)
納入期限	令和04年02月25日

金額には、消費税相当額が含まれています。


お客様の水道料金・下水道使用料を
 上記のとおり通知いたします。
 このハガキを裏面のお支払い場所にご
 持参のうえ、納入期限内にお支払いくだ
 さい。

下関市上下水道事業管理者 
 上記の金額を領収しました。
 収納代行 DSK電算システム
 お問い合わせ窓口は裏面
 に記載しております。
 座番号01550-4-960043
 加入者名 下関市上下水道事業管理者
 (納入者保管)

領収日付印




(収入印紙不要)


下関市 水道料金納入通知書
 下水道使用料 兼領収書
 お客様氏名(総代人)
 先城 憲尚 様
 給水場所
 秋根西町2丁目
 9-8
 シモムラアパート 103ゴウ


お客様番号	12-52939-9
開栓年月日	3031213
年度・期	令和03年度第6期 (2・3月分)
使用水量	2 m ³
戸数	1戸
水道料金	2,306(円)
下水道使用料	0(円)
合計金額	2,306(円)
納入期限	令和04年04月25日

金額には、消費税相当額が含まれています。

お客様の水道料金・下水道使用料を
 上記のとおり通知いたします。
 このハガキを裏面のお支払い場所にご
 持参のうえ、納入期限内にお支払いくだ
 さい。

下関市上下水道事業管理者 
 上記の金額を領収しました。
 収納代行 DSK電算システム
 お問い合わせ窓口は裏面
 に記載しております。
 座番号01550-4-960043
 加入者名 下関市上下水道事業管理者
 (納入者保管)

領収日付印



(収入印紙不要)

費目別支出内容一覧表

議員名 先城憲尚

費目	調査研究費・研修費・会議費・資料費 広報費・事務所費・ <u>事務費</u> ・人件費			整理番号	6-1-1
事業内容	調査研究のテレビ会議等アプリ使用料				
経費内訳	項目	金額(円)	充当額(円)	内容	
	ZOOMアプリ	22,110	11,055	$22,110 \times \frac{2}{4} + 22,110 \times \frac{2}{4}$	
		《合計》	22,110	11,055	
按分割合 積算根拠	政治活動(50%)			*1円未満切捨	
	政治活動(50%) + その他の活動(50%)				

- 注) 1 【全費目】注) 2を除く全ての費目の支出について、本一覧表を作成すること
報告に関しては、支出の種類(例: ガソリン、携帯電話代)ごとに1年分まとめて報告しても差し支えない
- 2 【調査研究費、研修費】公共交通機関利用料を支出した視察及び受講料(公共交通機関利用料を含む)を支出した研修については、別様式の「国内・海外視察、研修報告書」により報告すること
- 3 【広報費】広報紙は、経費内訳の内容欄に印刷・送付部数を記入すること
- 4 【事務所費】自己が所有する事務所に対する賃貸料は充当不可、事務所要件を満たさない場合は充当不可
- 5 【人件費】生計を一にする親族雇用は充当不可
- 6 領収書等は、別途「領収書等添付票」に添付すること

領収書等添付票

費目	事務費	整理番号	6-1-2
----	-----	------	-------

【領収書その他の書面の添付欄】

領収証等に宛名のものは、記載内容に相違ありず

2020	7/27	ZOOM.US 888-799-9666 (WWW.ZOOM.US)	1回	22110	現地通貨額 22110.00 JPY 円換算レート: 7/28 1.0000
------	------	---------------------------------------	----	-------	---

2021年4月～6月の3ヶ月分を充当

2021	7/27	ZOOM.US 888-799-9666 (WWW.ZOOM.US)	1回	22110	現地通貨額 22110.00 JPY 円換算レート: 7/28 1.0000
------	------	---------------------------------------	----	-------	---

2021年7月～2022年3月の9ヶ月分を充当

費目別支出内容一覧表

議員名 先城憲尚

費目	調査研究費・研修費・会議費・資料費 広報費・事務所費・ <u>事務費</u> ・人件費			整理番号	6-2-1	
事業内容	スートホン 使用料					
経費内訳	項目	金額(円)	充当額(円)	内容		
	4月分	3,709	1,854	5/26		
	5月分	4,822	2,401	6/28		
	6月分	5,195	2,597	7/26		
	7月分	4,977	2,488	8/26		
	8月分	5,777	2,888	9/27		
	9月分	5,057	2,528	10/26		
	10月分	9,230	4,615	11/26		
	11月分	6,496	3,248	12/27		
	12月分	4,857	2,428	1/26		
	1月分	4,840	2,420	2/28		
	2月分	4,972	2,486	3/28		
	3月分	5,000	2,500	4/26		
	《合計》	64,912	32,453			
按分割合 積算根拠	政務活動(50%)			* 月に2回分		
	政務活動(50%) + 行政の活動(50%)			1月末迄の控		

- 注) 1 【全費目】注) 2を除く全ての費目の支出について、本一覧表を作成すること
報告に関しては、支出の種類(例: ガソリン、携帯電話代)ごとに1年分まとめて報告しても差し支えない
- 2 【調査研究費、研修費】公共交通機関利用料を支出した視察及び受講料(公共交通機関利用料を含む)を支出した研修については、別様式の「国内・海外視察、研修報告書」により報告すること
- 3 【広報費】広報紙は、経費内訳の内容欄に印刷・送付部数を記入すること
- 4 【事務所費】自己が所有する事務所に対する賃貸料は充当不可、事務所要件を満たさない場合は充当不可
- 5 【人件費】生計を一にする親族雇用は充当不可
- 6 領収書等は、別途「領収書等添付票」に添付すること

領収書等添付票

費目	事務費	整理番号	6-2-2
【領収書その他の書面の添付欄】			
領収証等に宛名の互いものは先城高院に相違あり。以。			
	03-05-26 381 RT	*3,709 SMFS(ソフトバンク)	
	03-06-28 381 RT	*4,802 SMFS(ソフトバンク)	
	03-07-26 381 RT	*5,195 SMFS(ソフトバンク)	
203	03-08-26 381 RT	*4,977 SMFS(ソフトバンク)	
323	03-09-27 381 RT	*5,777 SMFS(ソフトバンク)	
47	03-10-26 381 RT	*5,057 SMFS(ソフトバンク)	
901	03-11-26 381 RT	*9,230 SMFS(ソフトバンク)	
204	03-12-27 381 RT	*6,496 SMFS(ソフトバンク)	
319	04-01-26 381 RT	*4,857 SMFS(ソフトバンク)	
3	04-02-28 381 RT	*4,840 SMFS(ソフトバンク)	
703	04-03-28 381 RT	*4,972 SMFS(ソフトバンク)	
818	04-04-26 381 RT	*5,000 SMFS(ソフトバンク)	

費目別支出内容一覧表

議員名 先城憲尚

費目	調査研究費・研修費・会議費・資料費 広報費・事務所費・ <u>事務費</u> ・人件費			整理番号	6-3-1
事業内容	事務用電話利用料金				
経費内訳	項目	金額(円)	充当額(円)	内容	
	6~6月分	4,381	2,190	Faxのみ使用	8/25
	7~8月分	4,210	2,105	"	10/25
	9月分	2,165	1,082	"	11/25
	10月分	2,105	1,052	"	12/25
	11~12月分	7,823	3,911	12月のFax電話費用	2/25
	1~2月分	6,833	2,916	Fax電話費用	4/25
	《合計》	26,517	13,256		
按分割合 積算根拠	政務活動(50%) 政務活動(50%) + (その他活動)50%			※支出に按分 1月未満切捨	

- 注) 1 【全費目】注) 2を除く全ての費目の支出について、本一覧表を作成すること
報告に関しては、支出の種類(例: ガソリン、携帯電話代)ごとに1年分まとめて報告しても差し支えない
- 2 【調査研究費、研修費】公共交通機関利用料を支出した視察及び受講料(公共交通機関利用料を含む)を支出した研修については、別様式の「国内・海外視察、研修報告書」により報告すること
- 3 【広報費】広報紙は、経費内訳の内容欄に印刷・送付部数を記入すること
- 4 【事務所費】自己が所有する事務所に対する賃貸料は充当不可、事務所要件を満たさない場合は充当不可
- 5 【人件費】生計を一にする親族雇用は充当不可
- 6 領収書等は、別途「領収書等添付票」に添付すること

領収書等添付票

費目	事務費	整理番号	6-3-2
【領収書その他の書面の添付欄】			
<p>領収書等に宛名の付いたものは、先成事務所に転送ありません。</p>			
02	03-08-25 381 RT	*4,381	デック
	03-10-25 381 RT	*4,210	デック
	03-11-25 381 RT	*2,165	デック
3	03-12-27 381 RT	*2,105	デック
4	04-02-25 007 RT	*7,823	デック
407	04-04-25 381 RT	*5,833	デック

費目別支出内容一覧表

議員名 先城憲尚

費目	調査研究費・研修費・会議費・資料費 広報費・事務所費・ <u>事務費</u> ・人件費			整理番号	6-4-1
事業内容	複写機・印刷機のリース料・使用料 (理想科学オキワイスFw 5230A)				
経費内訳	項目	金額(円)	充当額(円)	内容	
	4~6月 リース料	107,244	53,622		
	" 使用料	189,611	94,805		
	7~9月 リース料	107,244	53,622		
	" 使用料	99,000	49,500		
	10~12月 リース料	107,244	53,622		
	" 使用料	99,000	49,500		
	1~3月 リース料	107,244	53,622		
	" 使用料	99,000	49,500		
	《合計》	915,587	457,793		
	按分割合 積算根拠	政治活動(50%) 政治活動(50%)+その他活動(50%)			

- 注) 1 【全費目】注) 2を除く全ての費目の支出について、本一覧表を作成すること
報告に関しては、支出の種類(例:ガソリン、携帯電話代)ごとに1年分まとめて報告しても差し支えない
- 2 【調査研究費、研修費】公共交通機関利用料を支出した視察及び受講料(公共交通機関利用料を含む)を支出した研修については、別様式の「国内・海外視察、研修報告書」により報告すること
- 3 【広報費】広報紙は、経費内訳の内容欄に印刷・送付部数を記入すること
- 4 【事務所費】自己が所有する事務所に対する賃貸料は充当不可、事務所要件を満たさない場合は充当不可
- 5 【人件費】生計を一にする親族雇用は充当不可
- 6 領収書等は、別途「領収書等添付票」に添付すること

領収書等添付票

費目	事務費	整理番号	6-4-2
----	-----	------	-------

【領収書その他の書面の添付欄】

ご利用明細



毎度、山口銀行をご利用いただきありがとうございます。
 ただいまお取引いただきました明細は下記のとおりでございます。

お取扱日		お取引内容	
03-07-02		お支払 IC	
取扱店番号	取引銀行番号	取引店番号	口座番号
175			*****
51389	03	お取引金額	
		¥296,855	
コード	時刻	お取引後残高	
	12:21		
(ご案内)	取引通番	手数料	おつり
	0189	¥0	
お振込内容			
カ)タカラ 様へ			
ご依頼人			
センシヨウ ノリナオ 様			

ご利用明細



毎度、山口銀行をご利用いただきありがとうございます。
 ただいまお取引いただきました明細は下記のとおりでございます。

お取扱日		お取引内容	
03-10-08		お支払 IC	
取扱店番号	取引銀行番号	取引店番号	口座番号
175			*****
51847	03	お取引金額	
		¥206,244	
コード	時刻	お取引後残高	
	13:38		
(ご案内)	取引通番	手数料	おつり
	0240	¥0	
お振込内容			
カ)タカラ 様へ			
ご依頼人			
センシヨウ ノリナオ 様			

ご利用明細



毎度、山口銀行をご利用いただきありがとうございます。
 ただいまお取引いただきました明細は下記のとおりでございます。

お取扱日		お取引内容	
03-12-30		お支払 IC	
取扱店番号	取引銀行番号	取引店番号	口座番号
381			*****
46760	03	お取引金額	
		¥206,244	
コード	時刻	お取引後残高	
	16:27		
(ご案内)	取引通番	手数料	おつり
	0458	¥0	
お振込内容			
カ)タカラ 様へ			
ご依頼人			
センシヨウ ノリナオ 様			

ご利用明細



毎度、山口銀行をご利用いただきありがとうございます。
 ただいまお取引いただきました明細は下記のとおりでございます。

お取扱日		お取引内容	
04-03-29		お支払 IC	
取扱店番号	取引銀行番号	取引店番号	口座番号
381			*****
46298	03	お取引金額	
		¥206,244	
コード	時刻	お取引後残高	
	09:58		
(ご案内)	取引通番	手数料	おつり
	0047	¥0	
お振込内容			
カ)タカラ 様へ			
ご依頼人			
センシヨウ ノリナオ 様			

費目別支出内容一覧表

議員名 先城憲尚

費目	調査研究費・研修費・会議費・資料費 広報費・事務所費・ <u>事務費</u> ・人件費			整理番号	6-5-1
事業内容	DVD複製機リース料 (E2パリティスクレジット-PP50BD) 再リース期間) 2021.10.1 ~ 2022.10.2				
経費内訳	項目	金額(円)	充当額(円)	内容	
	4~9月	4,438	2,219	8877 × 0.5年 × 1/2	
	10~3月	4,438	2,219	"	
		《合計》	8,876	4,438	
按分割合 積算根拠	政務活動(50%) 政務活動(50%) + 1/2月間活動(50%)			* 6ヶ月ごとに我が 1月末迄切替	

- 注) 1 【全費目】注) 2を除く全ての費目の支出について、本一覧表を作成すること
報告に関しては、支出の種類(例：ガソリン、携帯電話代)ごとに1年分まとめて報告しても差し支えない
- 2 【調査研究費、研修費】公共交通機関利用料を支出した視察及び受講料(公共交通機関利用料を含む)を支出した研修については、別様式の「国内・海外視察、研修報告書」により報告すること
- 3 【広報費】広報紙は、経費内訳の内容欄に印刷・送付部数を記入すること
- 4 【事務所費】自己が所有する事務所に対する賃貸料は充当不可、事務所要件を満たさない場合は充当不可
- 5 【人件費】生計を一にする親族雇用は充当不可
- 6 領収書等は、別途「領収書等添付票」に添付すること

領収書等添付票

費目	事務費	整理番号	6-5-2
<p>【領収書その他の書面の添付欄】</p> <p>領収書等に宛名の及ぶものは、<u>貸付地</u>に相違ありません。</p> <p>02-10-09 175 RT *8,877 ワイムリスカ *2020年10月 ~ 2021年9月のリース料</p> <p>03-10-07 175 RT *8,877 ワイムリスカ *2021年10月 ~ 22年9月のリース料</p>			


費目別支出内容一覧表

議員名 先城 憲尚

費目	調査研究費・研修費・会議費・資料費 広報費・事務所費・ <u>事務費</u> ・人件費			整理番号	66-1
事業内容	事務費の11/12レイト(ビルス対策)				
経費内訳	項目	金額(円)	充当額(円)	内容	
	レイトマシナリ	16,090	8,045		
		《合計》	16,090	8,045	
按分割合 積算根拠	政務活動(50%) 政務活動(50%) + その他の活動(50%)				

- 注) 1 【全費目】注) 2を除く全ての費目の支出について、本一覧表を作成すること
 報告に関しては、支出の種類(例：ガソリン、携帯電話代)ごとに1年分まとめて報告しても差し支えない
- 2 【調査研究費、研修費】公共交通機関利用料を支出した視察及び受講料(公共交通機関利用料を含む)を支出した研修については、別様式の「国内・海外視察、研修報告書」により報告すること
- 3 【広報費】広報紙は、経費内訳の内容欄に印刷・送付部数を記入すること
- 4 【事務所費】自己が所有する事務所に対する賃貸料は充当不可、事務所要件を満たさない場合は充当不可
- 5 【人件費】生計を一にする親族雇用は充当不可
- 6 領収書等は、別途「領収書等添付票」に添付すること

領収書等添付票

費目	事務費	整理番号	6-6-2
【領収書その他の書面の添付欄】			
受領書 コンビニ払専用			
払込人氏名			
先城 憲尚様			
ご注文番号: DM-202202 24064947-133950765			
金額 16090 円 (内消費税等 1460 円)			
受取人 トレンドマイクロ株式会社			
受領印			
 <p>コンビニエンスストア用 収入印紙付 16090 22.3.24 金額訂正と、払込票の発行は、レコードのなく、払込票のコンビニエンスストア用印紙でありません。 CVS取扱店→お客様 代行会社: SMBCアイブズサービス(株)</p>			

費目別支出内容一覧表

議員名 先城 憲尚

費目	調査研究費・研修費・会議費・資料費 広報費・事務所費・ <u>事務費</u> ・人件費	整理番号	6-7-1	
事業内容	事務所 ネット環境 (ワイファイ) 対応 (J:COM)			
経費内訳	項目	金額(円)	充当額(円)	内容
	12月分	6,650	3,325	1/26
	1月分	2,780	1,390	2/28
	2月分	2,780	1,390	3/28
	3月分	2,780	1,390	4/26
		《合計》	14,990	7,495
按分割合 積算根拠	政務活動(50%) 政務活動(50%) + その他活動(50%)		※ 月ごとに毎月 11月末締め	

- 注) 1 【全費目】注) 2を除く全ての費目の支出について、本一覧表を作成すること
報告に関しては、支出の種類(例：ガソリン、携帯電話代)ごとに1年分まとめて報告しても差し支えない
- 2 【調査研究費、研修費】公共交通機関利用料を支出した視察及び受講料(公共交通機関利用料を含む)を支出した研修については、別様式の「国内・海外視察、研修報告書」により報告すること
- 3 【広報費】広報紙は、経費内訳の内容欄に印刷・送付部数を記入すること
- 4 【事務所費】自己が所有する事務所に対する賃貸料は充当不可、事務所要件を満たさない場合は充当不可
- 5 【人件費】生計を一にする親族雇用は充当不可
- 6 領収書等は、別途「領収書等添付票」に添付すること

領収書等添付票

費目	事務費	整理番号	6-7-2
【領収書その他の書面の添付欄】			
領収書等に宛名がないもの。各枚違封に相手ありません。			
321	04-01-26 381 RT		*6,650 JCOM(ケーブルTV)
37	04-02-28 381 RT		*2,780 JCOM(ケーブルTV)
705	04-03-28 381 RT		*2,780 JCOM(ケーブルTV)
817	04-04-26 381 RT		*2,780 JCOM(ケーブルTV)

費目別支出内容一覧表

議員名 先城 憲尚

費目	調査研究費・研修費・会議費・資料費 広報費・事務所費・ <u>事務費</u> ・人件費			整理番号	6-8-1
事業内容	事務用品				
経費内訳	項目	金額(円)	充当額(円)	内容	
	1ヶ月代	12,463	6,231	(2.6/5月-5月分) × 1/2 相当	
		《合計》	12,463	6,231	
按分割合 積算根拠	政務活動(50%) 政務活動(50%) + 1ヶ月分(50%)			※ホスト控除 1月未満の場合	

- 注) 1 【全費目】注) 2を除く全ての費目の支出について、本一覧表を作成すること
報告に関しては、支出の種類(例：ガソリン、携帯電話代)ごとに1年分まとめて報告しても差し支えない
- 2 【調査研究費、研修費】公共交通機関利用料を支出した視察及び受講料(公共交通機関利用料を含む)を支出した研修については、別様式の「国内・海外視察、研修報告書」により報告すること
- 3 【広報費】広報紙は、経費内訳の内容欄に印刷・送付部数を記入すること
- 4 【事務所費】自己が所有する事務所に対する賃貸料は充当不可、事務所要件を満たさない場合は充当不可
- 5 【人件費】生計を一にする親族雇用は充当不可
- 6 領収書等は、別途「領収書等添付票」に添付すること

領収書等添付票

費目	事務費	整理番号	6-8-2
----	-----	------	-------

【領収書その他の書面の添付欄】



2021年05月30日

領収証

No.302970290
発行店 新下関店
電話番号 083-263-6511

センジョウ リリナオ 様

金額 ¥5,640 -

但し

消費税等512円含んでおります

金額	内訳
現金	5,640
クレジット	0
ギフト券等	0
ポイント	0
振込	0



株式会社 エディオン
(作成地)
大阪府大阪市北区中之島二丁目
3番33号



10%対象 ¥5,640
10%対象消費税 ¥512

お買上明細書		発行日	2021年05月30日(日) 13:43
店	01131 新下関店	POS	302
電話	083-263-6511	No.	01131-302-970290
レジ担当者		取引種別	持帰
販売担当者		プリンタ消耗品	
		IC4CL62	1 ¥4,480
		4988617060852	
		プリンタ消耗品	
		ICBK62	1 ¥1,160
		4988617041325	
		合計金額	¥5,640
		(10%対象)	¥5,640
		(10%対象消費税)	¥512
		現金収額	¥5,640
		お預り	¥5,640
		お釣り	¥0

今回ポイント
52ポイントはエディオンカード・
このポイント会員様のみ有効です。
IDカード会員様のみ有効です。
商品の返品・交換につきましては
必ずこのレシートをお持ち下さい。
お持ちでないとは対応致しかねます。

発行日:2022年03月17日

領収書

管理No. 2105-402-0002108

センジョウ リリナオ 様

伝票No. 2105-402-195732

¥6,875 - (内消費税 ¥625)

但し 代として。

支払内訳
カード ¥6,875 10%対象 ¥6,875(内消費税 ¥625)

上記の金額正に領収いたしました。

株式会社ヤマダデンキ
群馬県高崎市栄町1-1

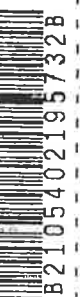


印紙税申告納
付につき高崎
税務署承認済

※印刷面を内側に折って保管願います。

3198041015 IC4CL62 62
I7ソック 1:持帰 外10
¥4,170
3198040018 ICBK62 62
I7ソック 1:持帰 外10
1,040× 2 ¥2,080

ゆめシティ下関本店



B2105402195732B

費目別支出内容一覧表

議員名 先城 憲尚

費目	調査研究費・研修費・会議費・資料費 広報費・事務所費・ <u>事務費</u> ・人件費			整理番号	6-9-1	
事業内容	事務所固定電話使用料					
経費内訳	項目	金額(円)	充当額(円)	内容		
	4月分	9,100	4,550			
	5月分	9,100	4,550			
	6月分	9,100	4,550			
	7月分	9,101	4,550			
	8月分	9,141	4,570			
	9月分	9,101	4,550			
	10月分	9,101	4,550			
	11月分	8,302	4,151			
					12月解約	
		《合計》	72,046	36,021		
按分割合 積算根拠	政務活動(50%)			※ 月ごとに按分 119未満の増		
	政務活動(50%) + その他の活動(50%)					

- 注) 1 【全費目】注) 2を除く全ての費目の支出について、本一覧表を作成すること
報告に関しては、支出の種類(例: ガソリン、携帯電話代)ごとに1年分まとめて報告しても差し支えない
- 2 【調査研究費、研修費】公共交通機関利用料を支出した視察及び受講料(公共交通機関利用料を含む)を支出した研修については、別様式の「国内・海外視察、研修報告書」により報告すること
- 3 【広報費】広報紙は、経費内訳の内容欄に印刷・送付部数を記入すること
- 4 【事務所費】自己が所有する事務所に対する賃貸料は充当不可、事務所要件を満たさない場合は充当不可
- 5 【人件費】生計を一にする親族雇用は充当不可
- 6 領収書等は、別途「領収書等添付票」に添付すること

領収書等添付票

費目	事務費	整理番号	6-9-2
----	-----	------	-------

【領収書その他の画面の添付欄】

<p>電話料金等払込受領証 西日本ご利用分</p> <p>ご請求先氏名 先城曾田事務所 様</p> <p>お客様番号 4706-0128-14248</p> <p>2021年6月請求分 金額(円) 支給額 99,100円 繰上り金 0円 受取人 NTTファイナンス株式会社 (モモジ)</p> <p>お問合せ先 (無料) 0800-3335550</p> <p>70959 21.6.29 下関一の店 収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様</p>	<p>電話料金等払込受領証 西日本ご利用分</p> <p>ご請求先氏名 先城曾田事務所 様</p> <p>お客様番号 4706-0128-14248</p> <p>2021年7月請求分 金額(円) 支給額 99,100円 繰上り金 0円 受取人 NTTファイナンス株式会社 (モモジ)</p> <p>お問合せ先 (無料) 0800-3335550</p> <p>70959 19.12.47 21.7.26 下関一の店 収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様</p>	<p>電話料金等払込受領証 西日本ご利用分</p> <p>ご請求先氏名 先城曾田事務所 様</p> <p>お客様番号 4706-0128-14248</p> <p>2021年8月請求分 金額(円) 支給額 99,100円 繰上り金 0円 受取人 NTTファイナンス株式会社 (モモジ)</p> <p>お問合せ先 (無料) 0800-3335550</p> <p>70959 21.8.25 下関一の店 収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様</p>	<p>電話料金等払込受領証 西日本ご利用分</p> <p>ご請求先氏名 先城曾田事務所 様</p> <p>お客様番号 4706-0128-14248</p> <p>2021年9月請求分 金額(円) 支給額 99,100円 繰上り金 0円 受取人 NTTファイナンス株式会社 (モモジ)</p> <p>お問合せ先 (無料) 0800-3335550</p> <p>70959 21.9.27 下関一の店 収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様</p>	<p>電話料金等払込受領証 西日本ご利用分</p> <p>ご請求先氏名 先城曾田事務所 様</p> <p>お客様番号 4706-0128-14248</p> <p>2021年10月請求分 金額(円) 支給額 99,100円 繰上り金 0円 受取人 NTTファイナンス株式会社 (モモジ)</p> <p>お問合せ先 (無料) 0800-3335550</p> <p>70959 21.10.26 下関一の店 収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様</p>
<p>電話料金等払込受領証 西日本ご利用分</p> <p>ご請求先氏名 先城曾田事務所 様</p> <p>お客様番号 4706-0128-14248</p> <p>2021年11月請求分 金額(円) 支給額 99,100円 繰上り金 0円 受取人 NTTファイナンス株式会社 (モモジ)</p> <p>お問合せ先 (無料) 0800-3335550</p> <p>70959 21.11.25 下関一の店 収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様</p>	<p>電話料金等払込受領証 西日本ご利用分</p> <p>ご請求先氏名 先城 憲尚 様</p> <p>お客様番号 4706-0128-14248</p> <p>2021年12月請求分 金額(円) 支給額 98,302円 繰上り金 0円 受取人 NTTファイナンス株式会社 (モモジ)</p> <p>お問合せ先 (無料) 0800-3335550</p> <p>70959 22.1.25 下関一の店 収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様</p>	<p>電話料金等払込受領証 西日本ご利用分</p> <p>ご請求先氏名 先城 憲尚 様</p> <p>お客様番号 4706-0128-14248</p> <p>2022年1月請求分 金額(円) 支給額 98,302円 繰上り金 0円 受取人 NTTファイナンス株式会社 (モモジ)</p> <p>お問合せ先 (無料) 0800-3335550</p> <p>70959 22.1.25 下関一の店 収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様</p>	<p>2021年11月請求分は、 先城曾田事務所宛の2 113か、お預金の利用は 2018年12月22日より 2019年1月より、山崎に 勤付を設けて。 実質の利用は先城曾田のみ。</p>	

県政と皆さまをつなぐ

山口県議会議員

せんじょう

県議会報告

2021年6月号

先城のりなお



1 デジタル改革基本方針について

(1) 「やまぐちDX」の創出について

皆さんも、新型コロナへの対応では、日本のデジタル化の遅れに驚かれたのではないのでしょうか。

定額給付金10万円の支給では、オンライン申請が可能とされましたが、住民基本台帳とマイナンバーが連携していなかったことから、現場は大混乱に陥りました。「オンラインより郵送の方が早い」という、笑い話のような事態となりました。

ところが、後から来た中国は、新しいデジタルを駆使して新型コロナ感染拡大を阻止しましたし、台湾でも、デジタル担当のオードリー・タン大臣は、マスクの配布など、混乱することなく見事に処理し、名を上げました。

コロナという異常事態に直面して始めて、日本が大きく遅れていることが分かりました。

そこで、事態の打開を図るため全国知事会のデジタル社会推進本部長として白羽の矢が立ったのが、村岡知事です。期待しています。

参考までに、サザンオールスターズは昨年6月、バンド史上初のオンラインコンサートを開催しましたが、視聴者数は50万人、たった1回のコンサートで興行収入は6億5,000万円に達しました。今までは、東京ドームの5万5,000人が限界でしたので、デジタルは大きく可能性を広げました。

中国では、アリペイなどが個人別の決済データを蓄積し点数化していますが、中国の人たちは、「正しい行動をすると評価してもらえる」と考えるようになり

ました。結果として、レストランなどの無断キャンセルが減少する等、マナーが格段に上がり、犯罪さえも減少しています。つまり、社会そのものを変革させる力がデジタルにはあるようです。

ビル・ゲイツ氏が支援する教育団体カーンアカデミーは、無料でオンライン授業を展開していますが、教育を十分に受けることのできなかつたアフリカや東南アジア、中南米の子供たちにも大歓迎され、彼らの未来を開いています。きっと、貧困を克服するでしょう。

このように縷々見てくると、デジタルは、中山間地域や離島の多い山口県においては、教育、医療、農業、地域交通、防災減災、子育て支援等々、多くの分野で変革を



医師からの遠隔診療イメージ



遠隔技術による最新医療の現場を視察する先城県議

せん じょう 先城のりなおが、21年4月定例県議会に

もたらすものと思われます。

そこで、『やまぐちDX』の創出に向けて、どのように取り組んでいけるのか、所見を伺います。



デジタル技術を導入した農業を視察する先城県議



デジタル技術によるLED信号設置を推進した先城県議

(2) 行政業務の効率化について

業務効率化のために、多くの大企業が導入したRPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）というツールがあります。いわゆるソフトウェアのロボットです。

例えば、三井住友銀行は、RPAの導入により、3年間で350万時間相当の業務量を削減し、注目を浴びました。

つまり、毎日画面に向かって多数の項目を入力したり、ワードやエクセルで作業し、それをメールで送信したり、PDF化して送付する等、県職員の皆さ

んが毎日手作業で行っている業務をRPAが自動的にやってくれるという事です。AIを組み合わせると、サイトのデータも取り扱えるし、OCRと組み合わせると紙の書類が一瞬でデータに転換します。つまり、バックオフィスを完全自動化することも将来的には可能となるかも知れません。そもそも、行政や学校の仕事は事務作業が多く、本来、RPAとの親和性は高いはずです。

また、県職員の皆さんが出来るようになると、中小企業支援としてRPAを使って定型業務をスピンオフさせ、企業は飛躍的な効率化を達成できます。今後、RPAを使いこなせる県職員を配置してサービスセンターを起ち上げ、民間企業の支援に乗り出す事も可能と思います。

そこで、行政業務の効率化とそのための人材育成をどのように展開しようとされているのか、所見を伺います。

(3) 住民サービスのオンライン化について

スウェーデンや韓国では、確定申告の際、個人が申告書を作成する必要はありません。行政が勝手にやってくれます。銀行口座やクレジットカード等がデータとして紐づけられているからです。従って、納税者は行政から送られてきたメールの納税金額を見て、納得できればワンクリックするだけで納税完了となります。また、デジタル化によって情報がワンストップ化されているので、児童手当や各種の補助申請などは、行政が勝手にやってくれます。

確かに、未だマイナンバーが十分に機能していない日本では、ここまでの取組は困難だと思えますが、少なくとも、役所に出かける負担を解消させ、住民に利便性の向上を実感出来るようにする事が大事だと思います。

そこで、どのように行政手続きのオンライン化を進めていくのか、所見を伺います。



行政手続きのオンライン化に必須のマイナンバーカード

登壇、山口県のデジタル改革の推進を訴える!

村岡知事答弁

デジタル化は、コロナ禍によって生じた社会変革を未来に向けた成長へとつなげる原動力となるものであり、その取組に当たっては、単に新たな技術を導入するだけでなく、関連する制度や施策、組織の在り方なども併せて変革することが重要であると考えています。

このため、私は、この度取りまとめた『やまぐちデジタル改革基本方針』案において、『やまぐちDX』の創出、『デジタル・ガバメントやまぐち』の構築、『デジタル・エリアやまぐち』の形成を施策の3つの柱に据え、社会全体のデジタル化に向けた改革に取り組んでいくこととしています。

このうち、『やまぐちDX』の創出については、新たに設置する『やまぐちDX推進拠点』を核に、県政の幅広い分野において、企業等と連携し、新たな価値を創造するオープンイノベーションや、県民等と協働して地域課題の解決に取り組むシビックテック等を進めてまいります。

また、そのための開発・実証環境や、オープンデータの利用環境を整備するとともに、市町をはじめ、企業等におけるDXの取組をしっかりと支援してまいります。

県自らも、子育て支援へのAIの活用や学校のICT環境を活かした『やまぐちスマートスクール構想』の推進、デジタル技術を活用したインフラ維持管理の高度化など、先導的な取組をプロジェクト化して重点的・集中的に実施し、目に見える成果を早期に発揮させたいと考えています。

『デジタル・ガバメントやまぐち』の構築について、お尋ねの行政業務の効率化に向けては、AI・RPA等の活用を積極的に進めてまいります。

特に、RPAに関しては、既に今年度から、会計事



やまぐちデジタル改革を動画でわかりやすく紹介(山口県公式HPより)

務等の21業務に導入しているところであり、今後も、対象業務を拡大するほか、市町における取組の支援やコスト削減の観点から、市町との共同利用も検討することとしています。

こうしたデジタル技術の活用にあたっては、これを使いこなせる職員の育成が急務であり、引き続き、実践的な研修等を通じて各職員のスキルアップを図り、市町等への支援にも活かしていきたいと考えています。

さらに、私としては、そのスキルを新たな政策立案に活用し、行政サービスの充実にもつなげていけるよう、データの利活用や簡易なアプリケーション開発など、幅広い視点から、職員の一層の能力向上に努めてまいる考えです。

また、行政サービスのオンライン化については、昨年10月に策定した『行政手続における押印等の見直し方針』に基づき、県関係の手続のオンライン化を令和4年度中に完了するとともに、総合案内ポータルサイトの整備や手続のワンストップ化、手数料等のキャッシュレス化も進めてまいります。

さらに、手続のオンライン化だけに留まらず、受付や審査、決裁といった一連の行政業務をデジタルで処理することができるよう、業務全般のデジタル化を進め、このことを前提とした業務改革にも取り組んでいくこととしています。

私は、今後、改革の基本方針に沿って、市町をはじめ多様な主体との連携の下、社会全体のデジタル化と、より質の高い「活力みなぎる山口県」の実現に向けて、本県ならではのデジタル改革を強力に、スピード感を持って推進してまいります。



学校のICT化イメージ

国の『グリーン成長戦略』を活用し、脱炭素

2 脱炭素化と地域経済について

2月5日、東京株式市場に「アップルカー」の衝撃が走りました。マツダの株価が一瞬にして「ストップ高」水準まで急騰しました。iphone で有名なアップルコンピュータが電気自動車の新規投入を検討しており、生産委託先に国内の自動車メーカーが選ばれるのではないかと、という情報が広がったからです。

その背景にあるのが、脱炭素です。

きっかけは地球温暖化問題です。1992年ブラジルで開催されたサミットで初めて問題提起されました。その後、京都議定書、パリ協定、トランプ大統領の撤退等々、紆余曲折がありました。去年のアメリカ大統領選挙で地球温暖化対策を支持するバイデン氏が勝利を確実なものにすると、状況は一変しました。アメリカの参入により役者がそろったことで、脱炭素化を目標に掲げる国が相次ぎました。昨年10月、日本の菅総理も2050年のカーボンゼロを目指すとし、参入を宣言しました。

今や、地球温暖化の議論は疑う余地のない既成事実となり、フェーズは大きく変わって、脱炭素化を成長産業の柱と捉え、脱炭素化で経済をどう再構築していくのか、どう雇用を作っていくのか、ここに軸が移行しつつあります。その後、『グリーン成長戦略』がまとめられ、政府が2兆円の基金を積んだことから、日本の経済界も大きく動き始めました。

前置きが長くなりましたが、それを象徴する出来事こそ、マツダ株のストップ高だったのです。

『グリーン成長戦略』では、脱炭素化によって今後の成長が期待できる14の分野について、具体的な目標を設定しています。

まず、洋上風力発電は、火力発電所約40基分に相当する拡大を目指しています。国内には風車の製造拠点がないたため、今後、関連する産業の育成に期待が集まります。清水建設はすでに500億円の投資を決めています。次に、燃焼しても二酸化炭素を排出しないアンモニアについても取組を開始し、東京電力が出資する企業では、間もなく実証試験を始める予定です。IHIも1,000億円規模の投資を決定しました。



電気自動車
充電ステーション



電気自動車充電イメージ

水素については、利用量を今の10倍に引き上げることを目指します。そうす

ると原料を海外から輸入する必要が生じることから、専用運搬船の建造が急がれますが、川崎重工業は昨年末、すでに完成させ実験航海の段階に入っています。

自動車産業では、EVやハイブリッド車などの普及を進め、2030年代半ばまでに乗用車の新車販売は全て電動車にしたいとしています。これには充電施設が必要となる他、バッテリー性能の向上が急がれます。

半導体・情報通信や船舶、航空機産業においても、動力源を水素や電気に移行するため、新たに部品開発が促進されることとなります。

話は具体的です。今見てきた14の分野は、脱炭素に向けた企業の再構築を伴うため、政府は、メガバンク3行に30兆円の融資金を用意させたとの報道もあり、年金基金も投資対象として調査を開始しました。

14の分野はいずれも、山口県内にビジネスチャンスがあるものばかりです。国が脱炭素化に大きく舵を切る中で、県は、内外の企業や自治体、大学、研究機関などと連携し、研究開発や人材育成、情報発信などを通じて、県内企業の再構築に乗り出すべきです。2兆円の基金を取りに行くべきです。

意欲的な県内企業が脱炭素に参加できるようにするため、どのように取り組まれる方針なのか、所見を伺います。

脱炭素化を山口県経済の活性化につなげる!

村岡知事答弁

脱炭素化と地域経済についてのお尋ねにお答えします。

国においては、昨年12月に『グリーン成長戦略』を策定され、今後の成長が期待され、2050年カーボンニュートラルを目指す上で、取組が不可欠な14の分野において、実行計画が示されました。

この14の分野には、水素産業、自動車・蓄電池産業、カーボンリサイクル産業など、本県に強みのある分野が含まれており、計画にはそれぞれの分野の特性を踏まえながら、自立的な市場拡大につなげるための具体策が盛り込まれています。

私は、こうした国の成長戦略に呼応し、本県の強みを活かした脱炭素化に向けたイノベーションの創出により、県経済の持続的成長・発展につなげていくことが重要と考えています。

このため、次期産業イノベーション戦略において、脱炭素社会の実現に向け、産学公金が一体となって、本県の産業特性と強みを活かした新たなイノベーションの創出に取り組んでまいります。

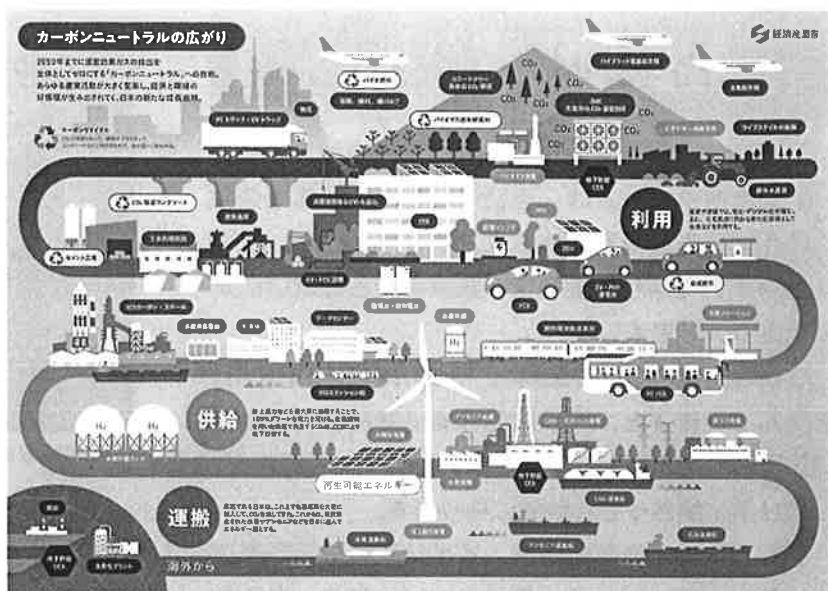
具体的には、まず、『瀬戸内産業競争力・生産性強化プロジェクト』において、県内コンビナート企業を中心とする瀬戸内基幹企業等と連携し、CO₂削減・利活用技術をはじめとするカーボンニュートラルの実現に向けた検討会を、新たに起ち上げます。



マンションなどの共用部の蓄電池設備



水素ガスステーション



「カーボンニュートラルの広がり」
2020年12月17日開催「2050年カーボンニュートラル・全国フォーラム」(経済産業省資料)

検討会においては、産学公連携の下、カーボンリサイクルなどの先進技術に関する勉強会や、技術検討・交流、関連する調査研究事業、さらには、それらを通じた人材の育成等を行います。

また、『成長産業育成・集積プロジェクト』において、水素やCO₂の利活用技術の研究開発など、環境・エネルギー、水素分野を中心にしたイノベーションの創出に向け、県独自の基金等を活用した研究開発・事業化の促進に取り組めます。

さらに、『自動車関連産業イノベーション創出プロジェクト』においては、国の2030年代半ばまでの電動化目標を見据え、オープンイノベーションによる生産性の向上や新たな付加価値の創出に向けて、大手自動車メーカー等との連携の下、広域ネットワークの構築や開発人材の確保に取り組んでまいります。

国の『グリーンイノベーション基金』の活用に向けては、県内企業における低炭素技術開発等を支援するコーディネート機能を創設し、コーディネータによる助言や、専門家の招聘・派遣を通じて、県内企業の取組を後押しします。

私は、次期産業戦略に掲げるプロジェクトの推進を通じて、脱炭素社会の実現に向けた県内企業の意欲的な挑戦を支援し、県内経済の持続的な成長・発展につなげてまいります。

長期化する新型コロナから中小・零細

3 新型コロナ長期化に対応した 中小企業支援について

最近のヒットドラマと言えば、「半沢直樹」です。半沢直樹シリーズは、当初は、街の中小零細企業への伴走型支援をモチーフに始まりましたが、徐々に話が大きくなり、最後は、国家権力との戦いにまで行きついて来ました。

しかし、久しぶりの最新作「アルルカンと道化師」を読んでみますと、半沢直樹の原点である「中小零細企業」の伴走型支援に回帰しています。この方が、リアリティがあって、参考になります。

さて、今の経済産業省は、イギリス人の元証券アナリスト、デービッド・アトキンソン氏の、生産性向上を至上命題とする中小企業淘汰論を重宝しているようです。確かに極めて合理的な政策論であり、一定の成果は出るでしょう。しかし、「中小企業は減ってもいい」と言っているのですから、穏やかではありません。

同じ資本主義でも、欧米のそれは、16世紀の宗教改革イデオロギーに源流があり、株主至上主義を取っていますので、株の配当のため、大規模を追求することで、生産性向上に向かわざるを得ませんでした。ですので、欧米では、経済発展しても、失業者も多いし、格差が発生しやすいし、犯罪も多いのです。つまり、結果として落伍者を出してしまいます。現在、コロナ禍での大量解雇を見ても良く分かります。

それに比べ、日本の資本主義は、土壌は農耕社会であり和の社会ですので、なるべく落伍者を出したくないというDNAがあります。つまり、企業では、欧米よりも日本の方が人を大事にしてきたのだと思います。

実際に、銀行が中小企業融資を本気でやっているのは最近50年ぐらいのことです。それまでは金融自由化前ですので、銀行にもお金が僅かしかありませんでした。勢い、融資は中堅や大手に限られていました。従って、中小零細業者はどうしたかと言いますと、地域ごとに集まって、頼母子講や無尽講を作り、小さな事業を支え合っていました。私が言うのもなんですが、そこにバランスシートなどという概念はありませんし、株価収益率という指標もあり



新型コロナが長期化し、緊急事態宣言は全国各地に広がる。

ません。これが日本の金融の原点であり、株式のような合理性の追求ではなく、仲間を大事にする支え合いの精神でした。

生産性をあまり考えない職人気質の人、人の言う事を聞きたくない一匹狼、合理化一辺倒に住みにくさを感じる労働者、こういった人たちをも糾合して、それぞれが決定権と生きがいをもって仕事ができる。これが、日本の中小零細企業の特徴であり、欧米資本主義には無い、良い所だと思います。

やはり、中小零細企業はもっと大事にしないといけないと思います。コロナ禍の中での事業承継を支援し、デジタルによる効率化もお手伝いし、地元金融機関、信用保証協会、商工会議所等が動きやすくするためにどうするかを考えることが大事であり、県の仕事であると思っています。

前置きが長くなりましたが、中小企業の生命線である資金繰り支援についてお尋ねします。

中小企業庁によると、昨年12月末までに決定した融資のうち、およそ6割が据え置き期間を1年以内に設定していました。6カ月以内は40%近くあります。据え置き期間を短くしているのは、借入当時、コロナがここまで長期化するとは考えていなかったからです。売り上げが回復していないにもかかわらず、融資の据え置き期間を6カ月に設定した企業はすでに返済が始まっていますし、1年以内の企業も今春にかけて本格化します。

以上より、中小企業金融支援として、新型コロナの長期化により必要とされる資金需要に対応できるよう、制度融資枠を十分に確保すること、そして、

企業を守る融資と返済の据え置きを!

融資の返済に苦慮する企業に対して据え置き期間の延長等に柔軟に対応するなど、企業に寄り添った支援が必要と考えますが、県の方針を伺います。また、経営再構築のため、税理士や金融機関、再生支援協議会などのアドバイスを受けながらの伴走型支援も必要と考えますが、どのように対応されるのか併せて伺います。

村岡知事答弁

私は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、売上減少等の影響を受けた中小企業が、事業を継続し、雇用の維持を図っていくためには、経営の安定に必要な資金繰りの円滑化支援が極めて重要と考えています。

このため、県では、県制度融資に『新型コロナウイルス感染症対応資金』を創設し、『経営安定資金』と合わせて5,200億円の融資枠を確保するなど、資金繰り支援の強化を図っています。

これら資金の融資実績は昨年6月をピークに漸減傾向が続き、1月にはピーク時の5%程度に留まっており、年度末を控え、2月下旬からは増加傾向にあるものの、比較的落ち着きを見せています。

しかしながら、個別の事例では、追加融資や、お示しの条件変更に関する相談が、すでに県内金融機関にも寄せられており、個々の実情に応じた、柔軟かつ、きめ細やかな支援を中小企業に寄り添って、着実に進めることが必要な状況です。

このため、まず、追加融資の要望に対しては、『新型コロナウイルス感染症対応資金』の上限額を4,000万円から6,000万円



現場の経営者の相談に親身に対応する先城県議

に引き上げ、必要とされる資金需要に対応しています。

また、同資金に係る返済期間や据置期間等に係る条件変更要望については、変更に伴う保証料の追加負担が事業者に生じないように、借り換え制限の大幅な緩和も実施しました。

併せて、来年度においても、資金繰りに支障が生じないように、『経営安定資金』は、当初比で7倍となる420億円の融資枠を確保することとしています。

一方、私は、今後、感染状況を見極めつつ、社会経済活動を段階的に引き上げていくことが重要な課題と考えており、こうした動きに、中小企業が的確に対応するためには、お示しのとおり経営の再構築に向けた伴走支援が必要です。

このため、中小企業が、金融機関から継続的な支援を受けて、早期の経営改善を目指す場合、保証料負担を大幅に軽減する『伴走支援枠』を『経営安定資金』の中に新たに創設し、経営改善、再構築に向けた取組を促進します。

また、中小企業再生支援協議会等の支援を受けた事業再生計画実行の取組についても、同様の措置を講じるなど、金融支援の一層の強化を図ることとしています。

私は、今後とも、経営環境の変化や企業のニーズを的確に捉え、関係機関とも緊密に連携して、中小企業の金融支援に積極的に取り組んでまいります。



なかなか進まないワクチン接種

コロナから県民の
生命と暮らしを守る!!

先城せんじょうのりなお



県議会で一般質問に登壇する先城県議

先城せんじょうのりなおの主な実績!!



命を守るドクターヘリの導入



中小企業への融資を拡大



県が所有する不要な不動産を
資金化



小児救急医療電話相談
(#8000)を創設

新型コロナウイルス感染症の
ご相談は、どんなことでも
お気軽にご相談ください。



先城憲尚
Facebook



先城憲尚
LINE

E-mail:senjyou_kengi@yahoo.co.jp

先城せんじょうのりなお プロフィール

略歴/昭和30年 広島県福山市生まれ、昭和55年 早稲田大学法
学部卒業、昭和55年 山口銀行入行、平成14年 山口銀行
退職、平成15年 山口県議会議員初当選、平成31年 山口
県議会議員5期目当選

現在/山口県議会議員、公明党山口県本部代表

先城のりなお事務所

〒751-0873 下関市秋根西町2-7-2 はやし住宅ビル1F
TEL 083-257-1225 FAX 083-256-5355

山口県の論点

山口県議会定例会 一般質問

山口県議会議員

先城のりなお

目次

はじめに

山口県議会定例会一般質問

- 一 新型コロナウイルス感染症への更なる療養体制の整備について …………… 3
- 二 最低賃金引上げに伴う中小企業の負担軽減について …………… 6
- 三 新型コロナウイルス感染症対応資金の据置期間延長に伴う
信用保証料補助について …………… 9
- 四 ウッドショックへの対応について …………… 12
- 五 農林水産物の輸出促進について …………… 16
- 六 十八歳成人への消費者教育について …………… 19
- 七 その他 …………… 22

はじめに

公明党は、昨年十一月十七日、結党五十七年を迎えました。

結党以来、献身的に支えてくださっている党員、支持者の皆さまに心から感謝と御礼を申し上げます。

公明党は今年、十月の衆院選では三議席増の三十二議席を獲得し、政治決戦に大勝利することができました。期待に応えることでお返しするしかありません。政策実現に総力を挙げて参ります。

目下の最重要課題はコロナ禍の克服です。懸念されるオミクロン株など第六波に備えた対策を政府が決定しました。これには、病床の確保やワクチンの追加接種、飲み薬の迅速な確保、検査体制の強化など、公明党の主張の多くが反映されました。

また、経済対策には、公明党が強く求めてきた十八歳以下への十万円相当の給付や新たなマイナポイントなどが盛り込まれます。

コロナ禍で傷んだ暮らしと経済を立て直さねばなりません。原油高騰への手だても急務です。公明党は、既に影響が出ている農水産業や運送業などへの支援などを要請し、県の経済対策にも盛り込まれました。

さらには、脱炭素社会やデジタル社会の実現といった未来を見据えた取り組みも強力に進める必要があります。

この時にあって、公明党の責任は重大であり、一段と気を引き締めて県政に当たる覚悟です。

改めて肝に銘じたいのは、「大衆とともに」との立党精神です。私たち議員が徹して現場に入り、暮らしの隅々にまで政治の光を当て、庶民本位の政策を実現していくところに公明党の真価があります。他党にはない

「小さな声を聴く力」と「議員ネットワークの力」を存分に発揮し、直面する危機を乗り越えてまいります。
本年も宜しくお願いいたします。

先城のりなお

新型コロナウイルス感染症への更なる療養体制の整備について

皆さん、おはようございます。公明党の先城憲尚でございます。早速質問に入ります。よろしくお願いいたします。

まず、新型コロナウイルス感染症へのさらなる療養体制の整備について伺いたします。

新型コロナウイルス感染症拡大の第五波に伴い、全国で自宅療養者が急増しております。都市部においては、医療体制が逼迫する中、入院ができず、症状があってもやむを得ず自宅療養となるようなケースもありますが、最近では、自宅療養中に死亡するという痛ましい事例も発生しています。

新型コロナウイルス感染症は、軽症であっても症状が急変するようなケースも多く報告されており、自宅療養については医師や看護師のケアが比較的届きにくいという課題もあることから、十分な体制の整備が必要です。

こうした中、現在、在宅診療も新たな治療法が取り入れられつつあります。八月二十五日の衆議院厚労委員会において田村厚労大臣は、自宅療養者の重症化防止のための抗体カクテル療法について、患者が通院する外来での使用を認める方針を表明しました。公明党も、それに先立つ八月二十日、政府へ提出した緊急要請で、自宅療養者に対し抗体カクテル療法を外来も含めて受けられるようにすることなどを求めてきたところです。

こういった療法は、感染の診断確定後、できるだけ早く投与する必要があることから、陽性の検査結果が出たら、すぐ投与する体制の整備が欠かせません。

ついては、県では抗体カクテル療法の実施について、今後どのように対応されようとしているのか、まずお

伺いをいたします。

本県では、無症状者であっても、原則として医療施設や宿泊療養施設などへ入院する対応が行われており、緊急時の病床確保や九月からの宿泊療養施設の追加など、医療提供体制の強化に努められております。

しかしながら、これまでにない急激な感染拡大が発生する最悪の事態も想定して、自宅療養が実施できる体制を整備しておく必要があるのではないのでしょうか。

自宅療養者に対しては、保健所と医療機関が連携し、往診、健康観察などを通じたきめ細かい健康管理を実施するとともに、血中酸素飽和度の測定により健康状態を確認できる、パルスオキシメーターなどの医療機材を確保しておく必要があります。

さらに、自宅療養者の生活支援などの住民サービスについては、住民に身近な立場である市町との協力が重要となることから、今後は保健所を運営する県と市町において速やかに感染者情報を共有するなど、情報連携の強化についても検討すべきと考えます。

そこで、県では、自宅療養体制の整備について、今後どのように対応されるのかお伺いをいたします。

◎弘田隆彦 健康福祉部長 答弁

新型コロナウイルス感染症へのさらなる療養体制の整備についての二点のお尋ねにお答えします。

まず、抗体カクテル療法の実施についてです。

抗体カクテル療法は、軽症・中等症患者の治療法として、新型コロナウイルス感染症の重症化を抑える効果が期待されていることから、その活用の促進を図ることが重要であると考えています。

このため、本県では、県内全ての三十五のコロナ患者受入れ医療機関において治療を行う体制を確保してお

り、これまで約二百八十人の入院患者に実施してきたところです。

また、今般、国において、宿泊療養施設や自宅での療養者に対し、外来で投与することが可能とされたことを踏まえ、本県においても専用外来を設置するなど、入院患者以外でも本療法を適切に受けることができる体制を整備することとしています。

県としましては、効果的な治療法である抗体カクテル療法が、必要な患者に的確かつ効率的に実施できる体制の構築を通じて、さらなる医療提供体制の充実を図ってまいります。

次に、自宅療養体制の整備についてです。

感染した方が病状にに応じて必要な治療を受けるとともに、安心して療養することが重要であることから、県では、入院や宿泊療養施設での療養を基本として、受入れ体制の十分な確保に努めているところです。

一方で、子育て等の特別な事情により自宅療養している方についても、万全のサポート体制で療養していただけよう、保健所と医療機関の連携による支援体制を整備しています。

具体的には、まず、全ての自宅療養者に対し、体に酸素が十分取り込めているかどうか確認するためのパルスオキシメーターを貸与できるよう、千七百個を常備するとともに、毎日、保健所において健康確認を実施しているところです。

また、県内百五十の医療機関の協力を得て、往診や訪問看護等の医療サポートを行う体制を確保するとともに、県独自の患者等情報連携システムの活用により、保健所と関係医療機関が症状等をリアルタイムに情報共有できる体制を構築しているところです。

さらに、食料品の配送などの生活支援サービスについては、事業者等と連携し、迅速に対応できる体制を構築していますが、療養者の支援ニーズにきめ細かく対応できるよう、市町との情報連携など、住民に身近な市

町との協力体制の一層の強化に努めてまいります。

県としましては、引き続きこうした取組を通じ、市町や関係機関との連携の下、感染された方が安心して療養できるよう、さらなる体制の充実に努めてまいります。

最低賃金引上げに伴う中小企業の負担軽減について

次に、最低賃金引上げに伴う中小企業の負担軽減についてお尋ねします。

最低賃金引上げについては、今までも本会議において何度か取り上げられてまいりました。その主たる狙いは、従業員の賃金アップにあったと思います。しかし、私はむしろ、最低賃金引上げに伴う中小企業の負担軽減支援という観点に立って、この問題を取り上げたいと思います。

中央最低賃金審議会は七月十六日、今年度の最低賃金について、全国一律で二十八円を目安に引き上げるよう、田村厚労大臣に答申していましたところ、八月十三日、二〇二一年度の地域別最低賃金が出そろいました。都道府県で初めて全ての県で時給が八百円を超え、全国平均は九百三十円となり、前年度と比べた上げ幅は過去最大の二十八円、山口県においても同様に二十八円アップの八百五十七円となりました。この改定金額は十月一日から適用されることとなります。

宿泊や飲食といったサービス業を中心に、コロナ禍の打撃は依然深刻ですから、働き手を支えるために最低賃金を引き上げる意義が大きいのは確かです。また、コロナ後に経済のV字回復を図るには、個人消費の活発化により内需を拡大させる必要があります、この点からも最低賃金を引き上げることには欠かせません。

しかし、忘れてならないのは、中小企業への目配りです。厚労省の審議会では、最低賃金を引き上げると雇用の維持に影響が出るとして、経営者側委員が反対をしていました。こうした懸念に配慮する必要があります。

企業にとっては、まず人件費の負担が増加します。とりわけ体力の弱い中小企業に与える影響は大きいと言わざるを得ません。私自身も、多くの県内経営者より切実な訴えを伺いました。最低賃金の引上げが雇用の維持を困難にするような事態は避けなければなりません。急激な引上げは中小企業の経営を圧迫します。

審議会では、経営者側委員は、感染の収束が見通せないことから現状維持を求めています。最低賃金は、十六年度から十九年度まで毎年度三%超上昇していますが、今後も企業の負担が増え続ければ、雇用減など地域経済への悪影響が広がりにかねません。

このため、公明党は七月十三日、最低賃金の引上げに取り組む中小企業を手厚く支援するよう、政府に緊急提言を行っています。

具体的には、最低賃金の引上げに伴いコストが増えても雇用が維持できるよう、雇用調整助成金の助成率について、五分の四となっている現行水準を十分の九以上にするよう要望しております。加えて、事業再構築や生産性向上に取り組む中小企業に対する補助金について特別枠を設け、優先的に支援することも求めました。

また、大企業への対応も重要です。人件費の増加分を下請企業の価格に転嫁するというような不当な要求を押しつけることがあってはなりません。国に監視を強めていくよう要請しております。

さらに、事業再構築補助金の拡充が実現したことは注目です。同補助金は、新規開拓や業態転換に思い切つて挑む中小企業に対し補助するものですが、第三回公募分からは、最低賃金枠、これを新たに設けるとともに、補助率も四分の三に引き上げられています。補助額の上限についても六千万円から八千万円へ引き上げられ、申請要件も緩和されました。

また、売上減だけでなく、利益が減少した場合でも申請が可能になっています。以上の結果として、より多くの企業が申請できるようになりました。

政府が最低賃金を政策として誘導するのは、貧困対策や働き手の生活支援策として意味があるのは確かですが、民間の賃金決定への政府介入は市場メカニズムを損ない、本来は望ましいことではありません。誘導する以上は負の影響を防ぐよう努めるべきです。

そこで、県は、最低賃金引上げに伴う中小企業の負担軽減にどのように取り組まれるのかお伺いいたします。

◎小関浩幸 商工労働部長 答弁

最低賃金引上げに伴う中小企業の負担軽減についてのお尋ねにお答えします。

最低賃金の引上げは、経済の活性化等を図る上で重要な意義がありますが、一方で企業収益を圧迫するなど、経営面での課題が生じることから、中小企業の生産性向上等の対策が必要となります。

このため、国においては、事業転換等により経営向上を目指す、お示しの事業再構築補助金について、最低賃金枠を新設し優先支援を行うとともに、補助率も引き上げるなど制度を拡充し利用促進を図っています。

県としても、こうした国の補助制度の活用が進むよう、商工会や商工会議所等と連携し、相談窓口の設置により申請等をサポートするとともに、新商品の開発や新たな設備導入を促進する経営革新計画の策定等を通じて、付加価値向上の取組を支援してまいります。

また、さらなる生産性の向上を図るためには、デジタル技術を活用した業務改革を進めることが必要であることから、今年度から中小企業のDX化を重点的に支援することとしています。

具体的には、クラウドサービス導入への助成などによるDX基盤の整備から、ITコンサルの伴走支援によ

るDX戦略の策定、ビジネス変革に資する情報処理システムの構築に至るまで、企業の取組段階に応じて切れ目ない支援を行うこととしています。

一方、最低賃金の改定を下請価格に適正に反映されるよう、国では、新たに九月を価格交渉促進月間と位置づけ、講習会の開催等により集中的に啓発を実施し、月間終了後も価格交渉の状況調査や指導を行うこととしています。

県としても、国と連携し、大企業等の発注企業に対して、適正価格の反映について文書要請を行い周知徹底を図るとともに、取引に係る相談等については、やまぐち産業振興財団に設置している相談窓口、下請かけこみ寺を通じて対応してまいります。

県としては、今後とも、国や関係機関と連携し、最低賃金の引上げに伴う中小企業の負担軽減が図られるよう積極的に取り組んでまいります。

新型コロナウイルス感染症対応資金の据置期間延長に伴う信用保証料補助について

次に、新型コロナウイルス感染症対応資金の据置期間延長に伴う信用保証料補助についてお伺いします。

この問題は、昨日、友田議員の代表質問でも取り上げていただいております。私は、本年二月議会の代表質問においても、新型コロナウイルスの長期化に対応した中小企業支援について取り上げております。

一部を抜粋しますと、「新型コロナウイルスの影響は、当初予想に反してかなり長引きそうです。中小企業は売上減少が長期化することも予想され、その一方で、昨年借りたコロナ関連融資の返済も求められつつあります。中

小企業庁によりますと、昨年十二月末までに決定した融資のうち、およそ六割が据置期間を一年以内に設定していました。六か月以内は四〇%近くあります。据置期間を短くしているのは、借入れ当時、コロナ禍がここまで長期化するとは考えていなかったからです。売上げが回復していないにもかかわらず、融資の据置期限を六か月に設定した企業は既に返済が始まっていますし、一年以内の企業も今春にかけて本格化します。中小企業金融支援として、融資の返済に苦慮する企業に対して、据置期間の延長などに柔軟に対応するなど、企業に寄り添った支援が必要と考えています」

以上が抜粋ですが、案の定ここへきて、金融機関には多くのリスク、つまり据置期間の延長の相談が舞い込んできています。私自身も現在、多くの経営者から相談を受けているところです。

しかしながら、中小企業庁の取決めに よりまして、リスクを執行するには、追加の保証料を信用保証協会に前倒しで支払う必要があります。そして、この信用保証料は決して安くはないのです。

例えば五千万円保証つきで融資を受けた場合、企業によって異なりますけれども、信用保証料が平均的な一・二%であった場合、二三年間延長するとして、五千万円掛ける一・二%掛ける三年イコール百八十万円。この三年分の保証料百八十万円を一括して支払うわけです。これは極端な例かも知れませんが、多少なりとも運転資金に影響を与えます。

例えば銀行の住宅ローンのように、保証料を毎月の弁済額に加算され平準化されている場合は、さほどの負担感はありませんが、企業の場合は別途、一括の支払いとなるため、企業によっては大きな負担になるケースがあります。

新型コロナで苦しんで資金不足になったのでリスクしたいのに、資金不足のため信用保証料の支払いができません。リスクをしたくてもリスクができないという本末転倒の結果を招きかねません。

我が公明党山口県本部は、こうした状況を強く懸念し、自由民主党山口県連とともに、先月、県に対し必要な措置を講じるよう要請したところです。

県は、新型コロナウイルス感染症対応資金の据置期間延長に伴う信用保証料補助について、どのように対応されようとしているのかお尋ねをいたします。

◎村岡嗣政 知事 答弁

先城議員の御質問のうち、私からは、新型コロナウイルス感染症対応資金の据置期間延長に伴う信用保証料補助についてのお尋ねにお答えします。

変異株の拡大等で新型コロナウイルス感染症が長期化し、多くの中小企業が売上減少等の影響を受ける中、私は、これらの企業が事業を継続し雇用を維持していくためには、経営安定に必要な資金繰りの支援が極めて重要であると考えています。

私は、これまでも、昨年のコロナ発生後、三年間無利子で信用保証料負担のない新型コロナウイルス感染症対応資金を創設し、融資枠を過去最大の四千億円確保するとともに、融資限度額を六千万円まで引き上げるなど、逼迫する中小企業の資金需要に対応してきました。

今年度においても、経営安定資金に、中小企業が金融機関の継続的な支援を受け経営改善に取り組む場合、保証料を大幅に軽減する伴走支援枠を新たに設け、融資枠についても、前年度当初比の七倍となる四百二十億円を確保するなど、資金繰り支援の充実強化に取り組んでいます。

こうした中、経済活動の本格的な回復を見据え、新型コロナウイルス資金の元金返済の据置期間を二年未満等の短期間で設定した多くの事業者の返済が本格的に始まっており、今後、手元資金の減少により資金繰りに支障が生

じることが懸念されるところです。

また、お示しのように、据置期間の延長を行うことは可能ですが、追加の保証料を一括で支払う必要があることから、中小企業にとって大きな負担を伴うこととなります。

このため、このたび、中小企業が据置期間の延長など返済計画の変更を行いやすいよう、これを行う際に必要となる追加の信用保証料について、全額補助する本県独自の制度を創設し、これにより手元資金の確保につなげ、その経営安定を支援してまいります。

また、こうした信用保証料補助等のコロナ禍における中小企業の資金繰り支援は、全国的な課題と考えられることから、全国知事会等を通じて、国に早急な創設を強く求めていきます。

私は、引き続き中小企業を取り巻く経営環境を注視するとともに、資金ニーズ等を的確に捉え、関係機関等と緊密に連携し、中小企業に寄り添った金融支援にスピード感を持って取り組んでまいります。

ウッドショックへの対応について

次に、ウッドショックへの対応についてお尋ねします。

本年に入り、輸入木材の価格高騰が続いており、つられて国産木材の価格にも影響を与えています。関係業界では、一九七〇年代、石油価格が高騰したオイルショックになぞらえてウッドショックとも呼び、住宅や家具産業などに影響を与えています。日本への影響も大きい。国内を流通する木材の約六割を輸入に頼っているからです。

ウッドショックの背景には、アメリカにおける木材需要の高まりがあります。超低金利政策と新型コロナウイルスの拡大が重なって、郊外に住宅を購入する人が急増しました。これに反応して、ヨーロッパやカナダなどがアメリカ向けの木材供給を増やした結果、日本向けの供給量が一気に減少して品薄となり、日本国内での価格の高騰を招いてしまいました。

また、海外からの木材輸送に使われるコンテナが世界的に不足していることも輸入木材の価格を押し上げています。

林野庁によりますと、輸入材の代表でホワイトウッドと呼ばれる十・五センチ角の欧州産木材一立米当たりの価格は、今年一月の五万一千円から八月には十万円と、ほぼ倍増しています。これと同時に、代替としての国産材価格もつられて価格が高騰しました。十・五センチ角の杉乾燥材の価格は、一月の六万五千八百円から八月には十三万円と跳ね上がっており、今後の価格動向も不透明になっています。

現在、私たち議員の元に工務店経営者や林業経営者から、ウッドショックに対する戸惑いの声が多く届くようになりました。木材価格の高騰分を住宅の販売価格へ転嫁せざるを得ない事態に懸念を示し、資材が入らず、基礎だけ打って工事が止まった例もあります。また、木材価格が毎月のように上がっており、三か月後に工事を始めるにしても、そのときの価格が読めないため、お客さんに見積りが出せない。さらに、ウッドショックは長期化も見込まれることから、中小工務店は木材調達の在り方の見直しに迫られています。

さて、さきの通常国会で、国産材の活用を後押しする改正公共建築物等木材利用促進法が成立しました。木材利用を促す対象が、従来の公共施設だけでなく、民間建築物にも拡大することなどが柱です。

公明党としても政府に対し、特に深刻な影響を受けている中小工務店への金融政策や経営支援に関する情報提供に力を入れるよう求めたところです。さらに緊急要望では、国産材の安定供給に向け、中長期的な取組と

して国産材のサプライチェーンの整備も求めています。

日本の木材自給率は僅かに三七・八％、今回のウッドショックに対応できるほどの供給力がないのが現状です。今後も、国産材の栽培から伐採、輸送、販売まで一貫した供給網の構築を進めていくことも避けられませんが。

また、林業は慢性的な人手不足、後継者不足に直面しています。国土の約七割を占める森林資源を生かすためにも、今こそ人材の確保・育成に向けた取組が必要です。

今までは、国産の木材は、安い外国産の木材に負け、日本の林業が弱体していることは否定できません。やはり今まで国内の林業をないがしろにしてきたツケが回ってきたのではないのでしょうか。木材価格が上がっている今を逆にチャンスと捉え、県産材の供給力を強化すべきです。

県は、ウッドショックに対し、どのように対応されるのかお伺いいたします。

◎松岡正憲 農林水産部長 答弁

ウッドショックへの対応についてのお尋ねにお答えします。

米国の木材需要の高まりなどを背景とした、いわゆるウッドショックにより、全国的に国産木材について需要拡大や価格の上昇が見られるものの、林業従事者の不足などから、拡大した需要に対し十分な供給ができていない状況にあります。

こうした中、お示しのとおり、本年六月には改正公共建築物等木材利用促進法が成立したところであり、本県においても、今後、増加が見込まれる木材需要にしっかりと対応し、林業の成長産業化を図っていくためには、県産木材の供給力を強化していくことが重要です。

このため、幅広い木材関係者が需給情報を共有し、安定した供給につながるサプライチェーンを構築するとともに、木材生産の担い手である林業事業体の育成に取り組んでいきます。

まず、サプライチェーンの構築については、昨年度、山口県森林組合連合会が整備した、川上から川下までの関係者が木材の需給情報を共有できる原木流通システムを活用して、県産木材の安定供給につなげていきます。

具体的には、県下の森林組合が今後伐採する木材の樹種や量に関する供給情報を、一方で、製材事業者等が工務店からのニーズに基づき必要な樹種などに関する需要情報を、それぞれシステムに登録します。

これらの情報を基に、県下四か所の木材市場を運営する森林組合連合会が需給調整を行うことで、安定的な木材供給につなげていくこととしており、今後、このサプライチェーンの充実に向け、登録事業者のさらなる拡大に取り組んでいきます。

次に、林業事業体の育成については、生産力の強化を図るため、作業の省力化・効率化につながる地上レーザーや運搬用大型ドローンなどのスマート林業技術の現場実装を促進するとともに、就業前研修の実施や専門アドバイザーの活用により、生産活動を支える優れた即戦力人材の育成を進めます。

県としては、ウッドショックを契機とした県産木材への需要の高まりを好機と捉え、さらなる需要喚起と、それに対応できる供給力の強化に向けて、木材関係者と一体となって積極的に取り組んでまいります。

農林水産物の輸出促進について

次に、農林水産物の輸出促進についてお尋ねします。

日本の農林水産省が八月三日に公表しました農林水産物輸出入情報によりますと、二〇二一年第二・四半期、四月から六月ですが、この農林水産物・食品輸出額は二千八百五十三億円となりました。前年同期比で三一・四%も増加しており、三〇・一%増だった第一・四半期、一月から三月に続いて極めて好調に推移しています。二〇二一年度上半期、一月から六月、トータルで見ても五千四百六億円で、三〇・八%の増加となっています。悲願の年間一兆円達成も確実に視野に入っていました。

また、貿易統計には計上されていない、一品目二十万円以下の少額貨物も、同様に四四・五%増の三百六十七億円となっています。つまり農林水産物の輸出は現在絶好調ということですが。

農林水産省が取りまとめた農林水産物・食品の輸出実績によりますと、上半期の品目別では、日本酒を中心としたアルコール飲料が五百六十三億七千万円、前年同月比八三・一%増、薄切りカットしたことで人気を呼んだ牛肉は二百二十三億五千万円で約二・二倍に達し、ホタテ貝は二百三十億八千万円で同七四・五%増となり、輸出額の増加に寄与しています。もちろんインターネットの販売も大きく貢献していますし、日本食ブームも衰えていません。

輸出相手国・地域別では、一位は香港で千三十億円、一六・八%の増加、これに中国一千十八億円、三四・四%増、アメリカは七百七十八億円で四三・二%増、台湾は五百四十六億円で三〇・四%増、ベトナムは二百八十三億円で一五・八%増と続いています。上位五か国・地域のうち、米国の伸び率が最も高くなっている

ます。

この背景には、新型コロナウイルス感染拡大の影響を大きく受けた前年同期に比べ、アメリカ向け輸出上位品目であるブリや牛肉などに対するレストランの需要が回復したことがあります。アメリカレストラン協会の七月の発表によりますと、米国内の飲食店の売上高は、新型コロナウイルス拡大前の二〇二〇年二月は六百六十二億ドルでしたけれども、同年四月には三百億ドルまで落ち込んでいました。ところが、二〇二一年に入り、三月以降は個人消費の伸びに伴って飲食店の売上高が回復をしており、本年六月には七百六億ドルに達し、急激な回復となっています。

新型コロナウイルスの流行により、巣籠もり需要も増えていきます。また、日本酒に対する需要も確実に拡大しつつあります。

少し背景をたどりますと、農林水産物・食品の輸出額は、二〇一二年の四千四百九十七億円から二〇一九年には九千二百一十億円と、七年間で二倍に増加しています。これは、アジアを中心に海外の消費者の所得が向上し、日本産農林水産物・食品の潜在的購買層が増えるとともに、訪日外国人の増加などを通じて日本産農林水産物・食品の魅力が海外に広まったなどの環境変化があります。

その中で、国内の農林水産事業者を中心とする関係者が様々な形で輸出産業に取り組み、成果を上げてきたからです。この流れは、新型コロナウイルス感染症などの逆風の中でも、いち早く経済回復の軌道に乗った国から輸出額が再び上昇に転じたと言えます。

山口県としても、平成二十八年三月に山口県海外展開推進協議会が、海外市場の開拓に向けた新たな挑戦として、やまぐち海外展開方針を策定し、輸出の拡大を推進しているところです。

また、農林水産業は中小零細の業者が多く、個々に対応することは難しいため、行政や産地が一体となるこ

とが不可欠です。

欧米や東アジアの新興国は新型コロナウイルスからの経済回復に向かいつつある今こそ、県を挙げて輸出拡大に取り組むべきと考えますが、県の方針をお伺いいたします。

◎松岡正憲 農林水産部長 答弁

農林水産物の輸出促進についてのお尋ねにお答えします。

人口減少等により国内市場の縮小が見込まれる中、県産農林水産物の需要を確保するためには輸出の拡大が重要であることから、県ではこれまで、やまぐち海外展開方針等に基づき海外市場の開拓に取り組んできたところではあります。

その結果、東アジアを中心とする七か国・地域に、この四年間で新たに百六十の商品が輸出され、本年七月には、やまぐち和牛燦が米国等に初めて輸出されるなど、着実に取組が進んでいます。

こうした中、お示しのとおり、コロナ禍から経済が回復基調にある国への日本からの輸出は再び上昇傾向にあることから、本県としても、こうした情勢を好機と捉え、日本酒や水産加工品など強みのある品目を中心に、行政や産地が一体となって輸出を促進していくことが必要です。

このため、マーケットインの発想で輸出にチェレンジする産地の育成を図るとともに、さらなる販路拡大に向け、これまで構築してきた輸出ルートの充実強化に取り組んでいきます。

まず、産地の育成については、県オリジナル酒米、西都の雫を使った新たなブランド商品の輸出に向け、酒米生産者、酒造組合、県研究機関、ジェットロ等によるプロジェクトチームを編成し、高品質な酒米生産から相手先国の嗜好等を踏まえた商品開発、ブランディングまで一貫した支援を行います。

次に、輸出ルートの実強化については、単独では輸出が困難な事業者の商品をコンテナに混載し、近隣の物流拠点から低コストで輸出する県版エクスポーターを活用することで、欧米に向けた水産加工品など、新たな商品の販路拡大につなげます。

さらに、拡大する巣籠もり需要を取り込むため、海外のECサイトの活用に取り組むほか、市場調査や売り込みを行う輸出プロモーターを国内外に配置し、コロナ禍にあっても新たな取引先の開拓等を進めていきます。県としては、これまでの取組成果を生かしながら、産地や事業者、関係団体等と緊密に連携し、一体となつて、県産農林水産物の輸出拡大に積極的に取り組んでまいります。

十八歳成人への消費者教育について

最後に、十八歳成人への消費者教育についてお尋ねします。

現在、全国の教育現場で、高校生の消費者教育が進められています。来年四月、民法改正により成人年齢が十八歳に引き下げられるからです。また、成人になれば、親の同意なしでクレジットカードが作成できるなど、様々な契約が可能となり、一気に多重債務者に陥ってしまうなど、消費者被害に遭うおそれがあるためです。

高校三年生を含む十八歳、十九歳への成年年齢下げは、若者の社会参加を促すと期待される一方で、親の同意を得ずに結んだ契約を取り消すことができる未成年者取消権という切り札を失うことから、消費者トラブルに巻き込まれるなどが懸念されています。

十八歳成人に向けた環境整備を担う関係府省庁連絡会議に先月提出された十八歳成人の浸透度調査によりま

すと、成人が結んだ契約は原則として取り消すことができないことを知っているのかとの問いに、十六歳から十七歳の四三・三％、十八、十九歳の四九・三％もの人が知らなかったという現実があります。つまり、放っておけば、かなり危険な状態にさらされるといふことであります。

知識や経験の乏しさから、現行の二十歳成人でも悪質な業者に狙われやすいという実態もあります。国民生活センターによれば、二〇二〇年度の消費生活相談のうち、十八、十九歳は約五千七百件だったのに対し、二十歳から二十四歳は九千三百件と、一・六倍高かったことからもうかがえます。

被害を未然に防ぐ消費者教育の充実が求められる中、消費者庁は十七年三月、消費者教育教材、社会への扉を作成しています。訪問販売を含む契約を一定期間内なら無条件に取り消すことができるクーリングオフ制度や、相談先の消費者ホットラインなどを易しく学べる内容になっており、全国の高校で活用されました。この教材を中心に実践的な消費者教育の授業を行った高等学校の割合は、二〇年度、全国で八六％に達しています。六月下旬から、さらに実施率を押し上げる事業が始まりました。全国消費生活相談員協会に委託する形で、私立高校と特別支援学校高等部及び大学で行う無料の出前講座です。背景には、学校間の消費者教育への温度差もあるようです。実施率が伸びない学校を中心に手厚く支援し、底上げを図るのが狙いと言われています。

また、各自治体も消費者教育の新たな充実に動いているようです。歴史的な十八歳成人まで残り六か月余り、教育関係者らの尽力により、大半の高校で消費者教育が実施されてきたことは評価できます。しかし、こればかりは漏れがあつてはいけません。コロナ禍への対応で学校現場は多忙を極め、新たな授業の導入が難しかったところも心配なところではあります。

消費者教育は、単にトラブルに関する知識を身につけることだけが目的でなく、自分で考える力、怪しげな話を断る力、困ったときに相談する力を養い、安心・安全で持続可能な消費社会を担う人材を育てる意義があ

ります。

そこで、県教委は消費者教育の徹底にどのように取り組まれるのかお伺いをいたします。

◎繁吉健志 教育長 答弁

十八歳成人への消費者教育についてのお尋ねにお答えします。

民法の改正により成年年齢が引き下げられ、十八歳から一人で有効な契約をすることができるようになることから、消費者として主体的に判断し、責任を持って行動できる能力を育成する消費者教育の一層の充実を図る必要があると考えています。

このため、小・中・高等学校では、家庭科の授業を中心に、学習指導要領に基づき、児童生徒の発達の段階を踏まえた系統的な学習活動に取り組んでいるところです。

具体的には、小学校では、買物のどの場面で売買契約が成立したのかを考える学習を通して、買物の仕組みや消費者の役割の基礎を学び、中学校では、身近な悪質商法とその対応について考える学習を通して、消費者の基本的な権利と責任などについて学んでいます。

さらに、県内全ての高校では、契約や多重債務問題など現代社会における課題について、お示しのありました教材、社会への扉を活用しながら、問題点やその対応策を考える学習に取り組んでおり、消費行動における意思決定や契約の重要性などに関する理解を深めています。

とりわけ、最近の消費者トラブルは通信販売に関連するものが多いことから、事業者側の情報を過信することなく意思決定ができる力を育成できるよう、各高校において、最新のトラブル事例を取り上げ、解決策等について自ら考えさせるなど、実践的な授業の充実を図ることとしています。

また、消費者教育に係る教員の指導力の向上を図るため、一昨年度から県消費生活センター等と連携した教員研修会を実施しており、今後は、様々な教科の教員の参加を促すことにより研修の充実に努めてまいります。県教委といたしましては、成年年齢引下げまで六か月余りとなる中、改めて校長会議等において消費者教育を徹底するよう指示するとともに、引き続き自主的に社会の一員として行動する自立した消費者の育成に向けて、消費者教育の充実に取り組んでまいります。

質問は以上でございますけれども、偶然時間が余りましたので、一言申し上げたいと思います。

率直な感想といたしまして、菅総理は本当によく仕事をされたと私は思っています。重要な多くの分野で重要政策を前へ前へと進めてこられました。菅総理は余り発信されないのですが、その功績が正しく報道されていないのが気の毒だなと思っています。

私ども公明党も政権に参加をさせていただきました。菅総理の下で多くの政策実現に協力をしてきたので、いろいろ思うところがあるわけでございます。

例えば昨日から報道がありますけどワクチン、ワクチンも公明党はかなり取り組んでまいりました。私どものトップは、ワクチン対策事務局長は梶屋敬悟衆議院議員でございますけれども、昨日から、コロナワクチンの二回接種が五〇％を超えたという報道があります。これは注目ですね。韓国をついに抜きました。多分今週ぐらい、アメリカは五三％ですから、今週末ぐらいにはもうアメリカを多分抜く、今のペースでいくと。そして、ヨーロッパが六〇％超ですけれども、今のペースで加算されていくと、多分今月末にヨーロッパ抜いて、多分トップグループに出ると思うんです、日本という国は。

日本は、もともとワクチン、非常にデリケートな国ですから、ワクチンの取組は諸外国からやや遅れてスタートしたのは、これは確かです。だけれども、取組当初、まだワクチンに疑心暗鬼がいつぱいだった頃、こんなもの打っていいんかと、多くの人が言っておられましたけれども、菅総理がこれを思い切って千四百億積んだわけです。これは清水の舞台から飛び降りるような気持ちやったんじゃないかと思えますけれども、フル稼働で、加えて特殊冷蔵庫、これ一万台用意されました。なかったんですから、どんどん造らせました。一日百万人打つと言われましたけど、その体制整えられたのは菅総理なんです。

次は物です。ワクチンがないと打てませんので、これは、私は思っているんですけど、四月にバイデンさんに会いに行かれました。そういう口実で、僕は実はファイザー社の社長に会いに行ったんじゃないかと、今でも実は思っています。一億回分手に入れました。もうこれは快挙というほかありません。私は、ファイザー社の社長と直接交渉するために、こんなこと言ったら怒られるかも分かりませんが、バイデンさんを利用してアメリカへ行ったんじゃないかとまで考えています。

次は打ち手の問題がありました。医師会、看護師会だけでは搾っても汁も出ないと、打ち手がないと。驚くべき措置を講じられましたね。歯科医師会を引っ張ってきたんです。これはルール違反かも分かりません。超法規的措置と言われていますけども、度胸があるなど私は実は思いました。これで進んでいったんです。

ですから、デルタ株で感染者は増加しましたけれども、結果としてワクチンで致死率が大きく下がっているんですね。だから、致死率は一・八%から〇・二に下がっていますから、ワクチン打った人は。したがって、十分の一ですよ、皆さん。これを単純計算をしますと、今のところ一億数千万人の命が助かっているんです。

僕は、いろいろ後手後手という非難もありますけれども、一緒にやってきた、ワクチンをやってきた政党として、菅総理なくしてこういったことはできなかった。立派な指導者だというふうに考えています。

それから、もう一つ言わせてもらいますと、携帯料金を下げられました。これは公明党の青年部も必死になってやっていた。いつからやっていたかというところ、官房長官をされているときから、呼吸を合わせて全国キャンペーンを、公明党青年部は、私どもも参加してやりました。

仕事柄、私も毎月二万から三万、携帯代、皆さんも払っていたんじゃないですか。今五千円でしょう。これでも高いほうです、私。若い人の平均は二千円程度。多くの若い人が使いやすくなりました、高齢者も主婦も。デジタル化ということですけども、このことでデジタル化の受皿ができたと思います。

デジタルサービスというのは、そもそもスマホを使ってやるわけですから、デジタルサービスの基礎をつくったのはこの人だろうなと。これがデジタル庁の設置につながっていくわけであります。

圧巻だったのは、私どもが最も真剣に取り組んでいた不妊治療の保険適用、これはスピーディーでした。

いろいろ言いたいことはたくさんあるんですけども、多くの仕事に決着をつけられたことであります。したがって、いろんな意見がありますけれども、菅総理が辞めることになって、皮肉にも株価がぱんと上がって、三万円を突破しました。私も金融機関へいたから分かりますが、株価が上がるといのは、上がるベースがあつて先んじて、三か月後に上がるわけですから、このベースを菅さんがつくっていないと、上がるということはないんです。株式市場は正直です。

以上、菅総理の真実を伝えて、一般質問を終わりたいと思います。

御清聴ありがとうございます。

山口県の論点

2022年1月15日発行

著者 先城のりなお

◆プロフィール

略歴

昭和30年9月 広島県に生まれる
昭和55年3月 早稲田大学法学部卒業
昭和55年4月 山口銀行入行（平成14年12月退職）
平成15年4月 山口県議会議員初当選
平成31年4月 五期当選（下関市選挙区）

現在 公明党山口県本部代表

■先城のりなお事務所

〒751-0873 下関市秋根西町2-9-8-103

TEL 083-256-5355 FAX 083-256-5355

□ E-mail senjyou_kengi@yahoo.co.jp

□ WEB <http://www.komei.or.jp/km/yamaguchi-senjo-norinao>